令和４年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

令和４年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置については、以下のとおりです。

【知事部局】　（単位：件）

特定の事件（テーマ）	監査結果 A		措置済 B	**今回措置を講じたもの C**	措置済でないもの A－B－C
岐阜県の防災に関する事業（災害予防・災害応急対策・災害復旧）	指摘	１７１	１６４	４	３
	意見	１６３	１５２	６	５

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	指摘	第1章／第3 岐阜県の防災予算	4 防災予算の総体の把握	防災予算ついては、財政の観点、「合規性」の観点、「効率性」及び「経済性」の観点において、予算の総体を把握する必要性があることは疑いがない。 その意義は、今後の人口減少を考慮すれば、将来的な財政の縮小があり得るところであるが、そのような場合において、より一層の効率的な事業の選択をするに際し、分析的な視点を与えるところにあると考える。 また、防災に関する事業は、後述するように現在においては非常に多岐にわたる側面があり、必要性を感じて分析を行ったとしても、整理の指針をまとめ、事業の評価のし直しを行わねば、効果的な分析の根拠となり得ないと考える。 その為、現状の岐阜県強靱化計画の関連事業の予算を把握するだけで、総体的な防災予算の把握を行わない現状を改め、国が整理する防災予算の把握方法や、他の自治体の把握状況も参考に、今後の防災事業の有効適切な予算配分に繋がりうる防災予算の総体の把握を行うべきである。 なお、危機管理政策課からは、当初、監査人の指摘に対し、「予算の総体の把握が、有効適切な予算配分につながる理由は、どこにあるのか。」等の質問を受け、予算の把握に消極的な姿勢が見られたが、最終的には、「危機管理部として、防災予算の総体を把握することは有効な施策を行ううえで重要であると考え、国の中央防災会議に提出される防災予算の構成を参考にし、他県の状況も参考にしながら、財政課と連携し、どのような集計方法がより適切であるかを検討し、防災予算の総体を把握する。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において、防災予算の総体を報告し、同日、県ホームページにおいて公表した。	危機管理政策課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	指摘	第1章／第3　岐阜県の防災予算	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	災害対策基本40条2項第1号において都道府県地域防災計画において定める事項として「処理すべき事務又は業務の大綱」と規定しているのは、都道府県地域防災計画の中に、各関係機関等の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱を明示し関係機関相互の防災に関して処理すべき事務又は業務の関連性を明確化すると共に、第2号以下の規程によって定められる計画に対し、各関係機関等の果たす役割についての位置づけを明確化する為である（逐条解説　災害対策基本法〔第三次改訂版〕防災行政研究会編集　252頁）。 これは関係人である専門家の上野准教授からの意見聴取でも重要な観点と指摘されているとおり、地域防災計画の役割として重要な観点は、自治体内における処理すべき業務を定めるだけでなく、事務分掌を明確にし、緊急時において計画通りの事務をスムーズに行うことにある。 地域防災計画は、県の活動内容のみを定めるものではないことから、他の実施主体に関する記述も必要ではあるが、県が行うべきものと、他の実施主体が行うべき事務又は業務は計画上明確に峻別できる程度に書き分ける必要がある。 また、県内部の役割分担についても、担当する危機管理部、県土整備部などの業務分掌を意識した聞き分けをすることで、県内部の役割分担も明確になる。 その際、事実関係に記載したような地域防災計画の目次の責任部局と本文の責任部局にズレや矛盾があることは混乱を招き許されないことから速やかに改善すべきである。 特に、災害対策本部マニュアルにおいて、岐阜県地域防災計画を基準として、発災時の各部、各班の活動を定めるのであれば、各部・各班が災害時という緊急状況下で各担当者の役割を確認することが容易になる記載にしないと、発災時に疑義が生じ、スムーズな行動が行えない可能性に繋がる。 その為、岐阜県地域防災計画については、主体と行うべき内容が容易に峻別できる程度の記載に改善すべきである。 監査人が、他県の地域防災計画をいくつか確認する中で、福島県の地域防災計画については、県の担当部局が本文中にも明示されており担当部局が分かりやすい為、岐阜県地域防災計画を見直す際の参考になると考える。 これらの監査人からの指摘に対し、危機管理部より、「他県の地域防災計画を参考にしながら、県の各部局、県と市町村、関係機関との役割分担を明確にするために、実施主体を明記するよう防災計画の見直しに併せて修正する。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	他県の地域防災計画を参考に、県の各部局、県、市町村、関係機関との役割を明確にするために地域防災計画に実施主体を明記し、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
2	意見	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	「災害予防」の章は、あくまで発災前の活動について記述がなされるところであるが、現状は発災前と発災後の記述が混在しており、具体的に何を行うのかという整理の観点で分かりづらい記述となっている。 発災時の対応の記述は、第3章災害応急対策の項目に記述するなどして、時系列を意識した整理された計画を作成することが望ましい。	措置済	令和5年度	「職員の被災市町村への派遣」について、第2章「災害予防」に記載されていたことから、第3章「災害応急対策」の災害応援要請として整理するなど、意見の趣旨に沿って見直しを行い、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
3	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画において、担当部局が記載されていない状況となっており、担当部局であるはずの部局が、地域防災計画を具体化する指針に記載されておらず、役割分担を定める為の地域防災計画の意義を失わせる記載となっている。 地域防災計画の策定において担当部局に意見を確認し、具体的な活動を協議した上で、地域防災計画に記載を行うべきである。また、関連する他の計画や指針との整合性を確認するべきである。 なお、同じ危機管理部内の危機管理政策課の担当する計画と防災課が担当する指針ですら整合性に疑念があることから、全庁的な統一については、時間を要するものと思われる。整合性の確認の際には、外部の専門家に協力を求めるなど、意思疎通をしやすい環境の下、作業を行うべきである。	措置済	令和5年度	各部局に対し、岐阜県地域防災計画に記載された役割分担について、他の計画や指針との整合性を確認、役割分担を整理し、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
4	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画の目次に記載の誤りが存在する。正しい表記に訂正すべきである。	措置済	令和5年度	目次を正しく表記し、令和5年3月22日に開催した岐阜県防災会議において岐阜県地域防災計画の修正の承認を得た。	危機管理政策課
5	意見	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画の資料編は、発災時において対策に必要な各種資料を集めたものであり、網羅性が重要と考える。各部局が発災時に基準とするマニュアルも資料の一つとして資料編に含めることが望ましい。	措置済	令和5年度	発災時の基準となる以下のマニュアルについても、岐阜県地域防災計画資料編に追加掲載した。 ・岐阜県災害対策マニュアル ・風水害対策マニュアル ・地震対策マニュアル ・大雪対策マニュアル ・林野火災対策マニュアル ・岐阜県孤立地域対策指針	危機管理政策課
6	意見	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地域防災計画の資料編に含まれているものの中で、県民への情報提供に役立つ内容については、地域防災計画の資料編として公表するのが望ましい。	措置済	令和5年度	意見の趣旨に沿って、「大規模災害発生状況」、「活火山分布図」、「岐阜県の過去の地震災害状況」などを県ホームページで公表するよう改めた。	危機管理政策課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
7	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	災害対策基本法上、都道府県防災会議において会長は知事であることが求められており、国の中央防災会議の運用要領も参考にする限り、同会議は会長の出席は議決をするためにも必要不可欠とされている。 また、法令上、都道府県防災会議において、会長の職務を代行することが出来るのは「会長に事故があるとき」に限られる。「事故があるとき」とは、事務の正常な運行を妨げるような出来事をいい、例えば、病気、海外出張、死亡等が考えられるとされる（逐条解説　災害対策基本法〔第三次改訂版〕 防災行政研究会編集　117頁参照）。 このような規定からして、法律上、岐阜県防災会議の会長である知事は、会議への出席が必要であったと考える。これまでの欠席は、担当課による出席依頼において、十分な説明がなされていないことにも原因があると考えられるものの、今後において、知事は、「事故があるとき」以外は岐阜県防災会議に出席すべきである。 また、会長不在のまま行われた都道府県防災会議の有効性については、これを明確に判示する裁判例等は監査人が確認した限りにおいては存在しなかったが、都道府県防災会議の会務を総理する会長である知事は、その審議の過程全体への影響力を考慮すれば、会長不在のまま行われた会議の有効性については重大な疑義が生じていると評価せざるを得ない。 なお、その場合においては、岐阜県防災会議で改正等が行われている岐阜県地域防災計画の有効性についても疑義が生じ、同計画に連なる各種防災に関する事業等の根拠等にも重大な疑義が生じることになりかねない。 現状の岐阜県における防災対策が法律に基づく適切な計画に基づくものであることを示す意味でも、速やかに知事が出席する地域防災会議を開催し、現行の岐阜県地域防災計画の内容を承認すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度の岐阜県防災会議について、知事出席により開催した。今後は、適切に日程調整を行い、知事の出席のもとで防災会議を開催する。 （令和4年度防災会議） 日時：令和5年3月22日（水）13:30～13:50 議題：〇岐阜県防災会議運営要領の改正（委員の代理出席、書面決議に係る規定整備） 〇防災基本計画の修正等に伴う県地域防災計画の修正 同日の会議において、委員の代理出席、書面決議に係る規定を整備した「岐阜県防災会議運営要領」を改正し、明確化を図った。	危機管理政策課
8	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	規程の内容からすると、委員の代理出席が認められていないと考えられ、会議の成立に疑義が生じている。このような問題は、上記の知事の欠席の問題と共に、岐阜県地域防災計画の有効性等にも疑義をもたらすこととなる。 速やかに現在の規程に沿った形での適切な会議を開催するか、岐阜県防災会議の運営要領等を改め、代理出席を認める規定を設けるなど、現実の運用に沿った規程を定めるべきである。 なお、国の防災会議に習うのであれば、委員の代理も否定する必要があると考えるが、法令上は、代理を否定してはいないため、慎重に検討し対応を決めるべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度の岐阜県防災会議について、知事出席により開催した。今後は、適切に日程調整を行い、知事の出席のもとで防災会議を開催する。 （令和4年度防災会議） 日時：令和5年3月22日（水）13:30～13:50 議題：〇岐阜県防災会議運営要領の改正（委員の代理出席、書面決議に係る規定整備） 〇防災基本計画の修正等に伴う県地域防災計画の修正 同日の会議において、委員の代理出席、書面決議に係る規定を整備した「岐阜県防災会議運営要領」を改正し、明確化を図った。	危機管理政策課
9	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	書面決議は、防災会議を招集せずに行う意思決定であり、運営要領第4条の規定に反すると考えられ、具体的な根拠もなく実施することは出来ない。防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って定める必要があり、書面決議などの運用の在り方について、防災会議において決議方法を定め、今後の開催において決議の有効性に疑義が生じないよう適切な手続が行われるべきである。 なお、知事の会長に関する代理や委員の代理規定、書面開催の規定を定めた他県の運営要綱等について確認したところ、愛知県において、これらの規定を定めた運営要綱が存在しており参考になる。	措置済	令和5年度	令和4年度の岐阜県防災会議について、知事出席により開催した。今後は、適切に日程調整を行い、知事の出席のもとで防災会議を開催する。 （令和4年度防災会議） 日時：令和5年3月22日（水）13:30～13:50 議題：〇岐阜県防災会議運営要領の改正（委員の代理出席、書面決議に係る規定整備） 〇防災基本計画の修正等に伴う県地域防災計画の修正 同日の会議において、委員の代理出席、書面決議に係る規定を整備した「岐阜県防災会議運営要領」を改正し、明確化を図った。	危機管理政策課
10	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県防災会議は、防災の基本となる岐阜県地域防災計画の内容を定める重要な会議であり、県政の沿革に関する文書で特に重要なものと考えられる。後日の改訂の検証等を行う意味でも重要な文書であることから、他県の状況も確認しながら文書の保存期間について検討を行い、適切な保存期間を定め、議事録を保存するべきである。 この点、危機管理政策課からは、現行の文書分類表に従って保存しているとの説明もあったが文書分類表は、そもそも各課が独自に定めた分類であり当該分類の判断そのものが岐阜県公文書規程の趣旨に反した定めになっている可能性もあること等を監査人が意見したところ、危機管理課からは「防災会議の決定は、地域防災計画の内容にかかる重要な意思決定であり、後日の改訂や検証に重要な文書となることから、他県の状況を踏まえ、適切な保存期間を設定する。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	他県の状況を踏まえ、文書保存期間を10年に見直し、保存する取扱いに改めた。	危機管理政策課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
11	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	具体的な災害検証の結果を踏まえて地域防災計画を見直す作業自体は、地域防災計画を改善させる作業として有効であるが、当該計画が各課の業務に具体的に反映されているかどうかを計画作成後に検証しなければ、有効な計画実施には至らない。 実際に、第4章で明らかなように、飛騨総合庁舎の防災資機材が、使用後補充されてないままであったり、水防計画に関する水防資器材は、水防計画とは異なる状況となっていたりと、確認や見直しがなされないことで、計画とは異なる実態が確認されている。 地域防災計画そのものは全庁にわたる膨大な計画であることから、毎年計画全体の状況を細部まで検証することは現実的ではないが、計画の見直しを行った部分や計画策定から長期間が経過した部分については、地域防災計画に従った事業等が実際に実施されているかどうかを具体的な事業と紐付けて検証することも重要である。 その為、岐阜県地域防災計画の見直しを行った後に、担当部局の責任に任せるのみで終わらず、計画に従った各課の事業の実施がなされているかどうかについて、危機管理政策課など防災専門の部局による定期的な検証を行うべきである。 その際には、最終的な防災資機材の保管等がなされているかも含めて、外部の専門家の検証を求めるなど、費用対効果を考えた検証を行うべきである。 なお、このような監査人からの指摘については、危機管理政策課より、当初「「（災害対策基本）法第40条では、地域防災計画において記載事業の進捗管理までを求めてはない」と消防庁に確認しており、指摘には当たらない。」等の消極的な意見が述べられていたが、最終的には、「地域防災計画は施策を推進する計画とは性格が異なり、行うべき事務や業務を定めた計画となっており、各部局が地域防災計画に沿った事業を企画、実施している。今後は、国や他県の状況を踏まえて、地域防災計画に基づく取組状況を把握し、その進捗管理を行っていく。」との回答がなされている。 この点、監査人として、平時から全ての進捗管理を行うべきとの指摘するものではない。あくまで各課が適切に地域防災計画を踏まえた防災計画とその活動を行っているかを、地域防災計画の作成と実施を行う担当課が定期的な検証を行うべきとの指摘を行うものである。	措置済	令和6年度	岐阜県強靭化計画アクションプランの実施状況（地域防災計画「災害予防」）の把握に加え、「災害応急対策」「災害復旧」の分野に係る取組みの実施状況についても事業実績と実施予定を把握し、防災会議（令和6年3月21日開催）に報告した。	危機管理政策課
12	意見	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	防災に関する取り組みは、様々な自然現象が発生する度に見直しが必要であるところ、防災への取り組みついて、専門的な知識を職員が十分に有しているとは限らず、外部の有識者による検討を受けることは防災の効果を高める意味でも有意義である。 監査人が確認しただけでも後述（第5章）のように、目標値の算出に根拠がない指標が存在するなど見直しが必要と思われる指標も見受けられることから、前述した地域防災計画の実施の検証等と共に、過剰な業務増大とならない範囲において、岐阜県強靭化計画の改定後の計画進捗段階においても、指標の妥当性等について外部の有識者による検討も含め、見直しを行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	今後、指標の見直しを行う際は、その指標の妥当性も含め有識者に意見を求めることとした。それを踏まえ策定した岐阜県強靭化計画アクションプラン2024を防災会議（令和6年3月21日開催）に報告した。	危機管理政策課
13	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	施策の進捗状況を確認する意味でも、岐阜県地震防災行動計画検討委員会の毎年の開催は必要である。特に市町村施策を岐阜県が毎年進捗確認を実施している以上、毎年の経過を専門家が参加する同委員会を開催し、状況に応じて施策の見直しを図るべきである。 仮に、委員会の開催について、毎年の開催の必要性が乏しく、書面による報告に代える必要性がある場合であっても、開催の必要性について委員の意見を踏まえるべきである。書面による報告に代える場合であっても、委員の任期が2年であることから、2年に一度の委員会の開催は行うべきである。	措置済	令和6年度	従来は県や市町村の取組状況を整理し委員に書面報告していたが、令和5年11月28日に岐阜県地震防災行動計画検討員会を開催し、これまでの取組み状況を共有するとともに、観光客の避難誘導、外国人防災人材の育成、災害支援ナースの活用といった幅広い観点から意見交換を実施した。	危機管理政策課
14	意見	第2章／第2　危機管理政策課	4　所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	岐阜県地震防災行動計画は、県、市町村のみならず、県民、事業者も実施する地震防災対策の施策を取りまとめた具体的行動計画であり、そのような計画の推進を図るための岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の状況を県民に知らせることは、重要な情報開示である。 ホームページの状況は、少なくとも2年以上もの間、県民目線からして岐阜県地震防災行動計画に対する検討が行われていないとの印象を与えることとなることから、速やかにホームページの内容を更新することが望ましい。	措置済	令和5年度	岐阜県地震防災行動計画検討委員会の取組状況を県ホームページに掲載した。	危機管理政策課
15	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	5　他部局・他機関との連携に関する業務	危機管理マニュアルは、何らかの危機的事態に陥った際の職員等が基準とするマニュアルであり、マニュアルの内容によっては、発災時において何らかの損害が発生した際には、地方自治体に対する国家賠償請求事件において、地方自治体の責任の有無を判断する際の重要な資料となり得るものである（仙台高裁平成30年4月26日判決・大川小学校児童津波被災国家賠償事件控訴審判決参照）。 また、そのような危機管理マニュアルを改訂の際に、どのような事情を考慮して改訂を行ったのか、どのような事情を想定して改訂を行ったのかは重要な記録であり、危機管理の専門部局である危機管理政策課のアドバイスは重要な記録となる。 仮に、具体的なアドバイスがなかったにせよ、指導助言を行った以上、適切なマニュアル改訂が行われたかどうかを検証するためにも、助言・指導の内容を文書により記録すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度に行った助言指導内容について、記録し整理した。 今後も、助言・指導内容を文書により記録する。	危機管理政策課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
16	意見	第2章／第2　危機管理政策課	5　他部局・他機関との連携に関する業務	危機管理関係機関情報交換会においては、重要な関係機関との情報交換を行う場であり、互いに交わされた情報の内容を記録することは重要である。情報交換としてどのような情報が取り交わされたかを文書によって記録するのが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年度以降、情報交換内容を文書により適切に記録する。 （令和5年7月11日に開催した情報交換会では、会議内容を文書に記録した。）	危機管理政策課
17	意見	第2章／第2　危機管理政策課	6　原子力防災ネットワークシステム	テレビ会議システムは原子力防災における重要な防災備品である。付属の操作用リモコンは、システム本体の使用そのものが出来なくなるというものではないが、付属品が紛失している時点で、普段の管理体制が適切ではないこととなる。 管理業者の報告書に紛失の記述がなされているのは、実際には紛失していないとしても客観的資料からは紛失したと評価される恐れが高い。そもそも業者の点検の際に、担当職員が関与していないことがこのような報告書の原因であるが、紛失が疑われる際には、業者が担当者に確認を求めるなどの対応をすることで、容易に確認が可能であり、業者の点検時の職員の立会若しくは業者の点検時の職員への確認のルールなどを見直すことが望ましい。	措置済	令和5年度	点検には担当職員が立会うことを係内で徹底するとともに、点検業者に対して、令和5年4月7日に、定期点検には担当職員が立ち会うこと及び不明な点があれば、業者から担当者に確認するよう周知徹底した。	危機管理政策課
18	意見	第2章／第2　危機管理政策課	7　岐阜県防災情報通信システム	衛星可搬局は、大地震等により電話回線等が使用できず、庁舎に設置された備え付けの防災行政無線すら地震等で破壊され使用できないような場合に、庁舎外に持ち出して使用することが想定されている。 このような極限的な場面では、衛星回線を用いた情報のやり取りが、正確な現地の情報の把握に役立ち、災害対応において本庁の指示を伝えることにつながることとなる為、非常に重要な防災備品の一つと考えられる。 しかし、極限的な状況であることから、そもそも防災担当職員が被災等により不在となる可能性が存在する。そのような極限的な場合においても、防災担当職員以外の者によって緊急時に運用が可能となるように、防災担当職員以外の者が衛星可搬局の存在や保管場所を把握できるように、普段から職員に周知し、防犯の観点にも留意しながら発災時に持ち出しやすい場所に保管することが望ましい。	措置済	令和5年度	当該機器の保管場所、操作方法を防災担当者以外の職員にも周知し、運用可能とするため、年度当初に実施する当該機器の操作説明会に担当者以外の職員も参加するよう通知し、担当者以外の参加を得て説明会を実施した。 また、機器の保管場所については、災害時にも容易に搬出できる場所、保管状況であることを確認するとともに、各県事務所内で情報共有した。	危機管理政策課
19	意見	第2章／第2　危機管理政策課	7　岐阜県防災情報通信システム	衛星可搬局は、様々な通信設備が使用できなくなった際の最終的な通信手段となり得る為の機器であることからすると、大地震や大きな被害をもたらす風水害が発生した際などに始めて必要となりうる機器であると考えられる。 その際、保管場所とされる場所が、大地震や大雨で被害が想定しうる場所に保管していては利用が出来なくなる可能性があることから、設置場所については、大規模災害を想定しても可能な限り利用可能な場所に保管するのが望ましい。	措置済	令和5年度	当該機器の保管場所については、該当する各県事務所等へ確認した結果、西濃県事務所以外は、浸水の影響を受けない場所に保管されていることを確認した。 西濃県事務所については、庁舎内で浸水の影響を受けない保管場所を検討し、令和5年5月に庁舎5階倉庫への移動を完了した。	危機管理政策課
20	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	8　防災訓練	防災訓練は、災害発生時等の緊急時において有効な災害対応や災害復旧活動を行う為には必要不可欠な活動である。非常時においても、各担当部局の役割が定められているものの、それらの担当部局における防災訓練が行われていないと、発災時に防災計画が有効に機能しない恐れがある。 防災訓練そのものは、各担当部局が独自に行うと定めたとしても、全庁的な防災への取組が適切に進められているかどうかを確認する必要があり、最低限、各部局がどのような防災訓練を行っているかを防災施策全体の調整・管理を担う担当課が把握する必要がある。 危機管理政策課と防災課は、各部局に対して、毎年どのような防災訓練が行われているか、民間団体との協定に基づく訓練が実施されているか等を確認すると共に、地域防災計画等に従った活動に備えた防災訓練が行われていない担当課が存在する場合は、適切に実施することを指導すべきである。 これについては、防災課より、当初は「防災課が把握しなければならない法的な根拠をお示しください。」との質問が投げかけられるなど、把握に消極的な姿勢が見られたが、最終的には、「地域防災計画の実行体制の確認のため、防災課において、年度当初に、他部局が実施している訓練や協定に基づく訓練について、当年度の計画と前年度の結果を照会し、全容を把握する。」との回答がなされている。	措置済	令和5年度	他部局が実施する自然災害に関する防災訓練や民間団体との協定に基づく訓練について、4月28日に各部局の訓練計画を照会した。 今後は半期ごとに実施状況について報告を受け、その都度、部局に対して訓練の進め方について必要な助言や指導を行う。	防災課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
21	指摘	第2章／第2　危機管理政策課	8　防災訓練	防災訓練の実施とアンケートの回収のみで、その結果について報告書等により整理・記録化をしないのであれば、防災訓練がどのように行われ、そこでどのような成果や反省が得られたかを客観的に検証することはできない。 これまで行われてきた防災訓練によって浮かび上がった課題や問題点等の記録化は、国の総合防災訓練大綱が求める、訓練の客観的な分析・評価の実施や計画的・体系的訓練の推進の為には、必要不可欠である。 特に、今後、新しい課題等が発生した場合に、それらの課題に対応する訓練が過去に行われたかどうかによって、今後の防災訓練の見直しを行うことができるが、過去の蓄積が検証できないのでは、それまで実施した訓練も活かすことも出来ない。 事前の計画どおりに防災訓練を実施したかどうか、防災訓練において見つかった課題が何であり、その対策としてはどのような取組が必要かを、報告書等の書面で記録化したうえで、今後の防災訓練等に活かす取組を行うべきである。 なお、このような指摘については、防災課より「防災訓練は、被害情報等の収集・伝達、対処方針や応急対策の立案、広域受援の調整など、災害が発生した場合に備えた手順等を確認するために行っており、報告書を作成することに主眼はおかれていません。」との意見が述べられ、今後の報告書作成についての意向が当初は確認されなかったが、最終的には、「防災訓練は、災害対策マニュアルがうまく機能を発揮するのかを検証し、見直し、改善につなげている。新県庁舎へ移転後の令和5年1月18日の訓練では、約300人の参加者のアンケートを集計し、課題の抽出とその対応について、整理し記録している。」とし「今後は、実施計画と異なり実際に生じた課題等を記録、保存し、後日の検証が可能な状態として、その後の防災訓練に活かすよう取り組んでいく。」との回答を受けている。	措置済	令和5年度	令和5年1月18日の新県庁舎移転後の訓練において約300人の参加者のアンケートを集計するなど、課題の抽出とその対応について整理し記録した。 今後も後日の検証が可能となるよう、実施結果を参加状況、課題と対応について記録・保存し、その後の防災訓練に活かすよう取り組みを実施する。	防災課
22	意見	第2章／第2　危機管理政策課	8　防災訓練	緊急初動特別班員は、緊急時に対応を求められる職員であり、毎年の訓練は必要不可欠である。仮に他の業務等の事情等を考慮するとしても、指定される全員が訓練に参加することが望ましい。	措置済	令和5年度	今後は課長級以上の職員も含め、緊急初動特別班の全員を訓練に参加させる。	防災課
23	意見	第2章／第2　危機管理政策課	8　防災訓練	防災ハザードマップ等を確認する限り、岐阜県庁周辺の洪水浸水想定区域図(計画規模)では、最大3メートルの浸水が想定され、洪水浸水想定区域図(想定最大規模)では、最大5メートルの浸水が想定されている。 浸水継続時間も72～168時間と最大1週間が想定されている。 また、地震の際には、液状化が懸念される場所であり、大地震の際には、県庁そのものが地震に耐え切れたとしてもライフラインが切断され、周辺道路が一時期使用困難等になる可能性も懸念される。 この場合、県庁そのものが利用できなくなる可能性も懸念されるところであるが、そのような事態になった場合に実際に、どのように臨時に災害対策本部を移転するかどうかも含めた事前の訓練が必要と考える。 なお、県庁が被災した事態に備えた防災交流センターは、岐阜県庁か直線距離にして約1Kmしか離れておらず、県庁が被災し、ライフラインが切断等された状況においては、防災交流センターそのものが機能する為のライフラインも寸断されることが想定される。 これまで県庁が豪雨災害や複合的災害によって被災したことを想定した総合防災訓練や図上訓練が実施されていないというのであれば、新県庁舎の機能を踏まえ、専門家からの訓練の必要性や訓練方法について意見を踏まえ、災害対策本部の移設を想定した具体的な訓練を計画し、実施することが望ましい。	措置済	令和5年度	※防災課対応	危機管理政策課
							R5は複合災害を想定した訓練を行った。	防災課
24	指摘	第2章／第3　防災課	5　各種連携	アマチュア無線による災害時情報伝達に関する協定に基づき、毎年1回、リーダーハムの名簿を県に提出させるべきである。 【改善報告】 担当課は、令和5年2月 15 日、リーダーハムの名簿を受領しており、改善がなされたことから改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	防災課
25	指摘	第2章／第3　防災課	5　各種連携	災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定に基づき、毎年1回、給水訓練をするか、あるいは、毎年1回の給水訓練が必要ないのであれば、必要に応じて給水訓練以外の訓練で代替できるよう協定の見直しを図るべきである。	措置済	令和5年度	給水訓練の実施ではなく、支援要請の手順を相互に確認する訓練に協定を見直した。	防災課
26	意見	第2章／第3　防災課	5　各種連携	平成16年度以降の協定について不備が生じている可能性があるため、他部局にも注意喚起を促し、適切な運用となるように働きかけを行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	4月28日に他部局に対して不備が生じないよう注意喚起を促し、今後の適切な運用について働きかけた。	防災課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
27	意見	第2章／第3 防災課	5 各種連携	予算措置を講じて鹿児島県との連携を強化する取組をしている以上、地域防災計画などにおいて連携について記載するのが望ましい。	措置済	令和5年度	鹿児島県との連携について地域防災計画に記載した。	防災課
28	指摘	第2章／第3 防災課	6 システムに関する業務	岐阜県被害情報集約システム運用・保守業務における検査調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。	措置済	令和5年度	検査調書など会計書類を作成する際には、正確な記載を行うよう注意するとともに、決裁者も確実にチェックするよう職員に周知した。 今後は、必要記載事項に誤りがないよう確認を徹底する。	防災課
29	指摘	第2章／第3 防災課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金に係る事業確認調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。	措置済	令和5年度	事業確認調書など会計書類を作成する際には、正確な記載を行うよう注意するとともに、決裁者も確実にチェックするよう職員に周知した。 今後は、必要記載事項に誤りがないよう確認を徹底する。	防災課
30	指摘	第2章／第3 防災課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金の完了確認においては、報告書等の書類の審査が予定されていること、補助金交付要綱上、完了確認が実績報告書の提出を受けた場合に行うものとされていることを踏まえ、完了確認は、実績報告書の提出を受けてから行うべきである。 なお、実績報告書の提出が令和4年度であることから、予算支出も令和4年度予算で支出すべきと考える。	措置済	令和5年度	指摘のあった実績報告書の提出期限については、令和5年度の補助事業実施に向けて要綱の見直しを行った。 今後は実績報告書に基づき完了検査を実施する。	防災課
31	指摘	第2章／第3 防災課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱における実績報告書の提出期限の定めによると、契約の属する年度の末日までに、完了確認をすることができない事態が生じるため、要綱を改めるべきである。 なお、防災課が所管する岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱においては、実績報告書の提出期限について、「補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。」(第8条2項)とされており、完了確認をするための期間が設けられており参考となる。	措置済	令和5年度	指摘のあった実績報告書の提出期限については、令和5年度の補助事業の実施に向けて類似補助金の交付要綱を参考に見直した。	防災課
32	指摘	第2章／第3 防災課	7 補助金に関する業務	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金の実績報告書には、「事業着手年月日」覧記載の着手年月日を確認することができる資料を添付させるべきである。	措置済	令和5年度	各市町村に要綱改正を通知する際に、実績報告書記載事項の根拠となる契約書、検査調書等の挙証資料を実績報告書に添付するよう周知した。	防災課
33	意見	第2章／第3 防災課	8 人材育成等	危機管理部研修については、防災に携わる職員が防災に対する専門知識を習得するために必要な研修である。部内全体や部外の対象職員の研修受講率を確認する為にも、出席の有無を確認することが望ましい。	措置済	令和5年度	※防災課対応	危機管理政策課
							R5研修から出席者を把握した。	防災課
34	指摘	第2章／第3 防災課	8 人材育成等	受講予定者に対して実際の受講者が半数以下であり、受講率が低いと評価せざるを得ない。 当該研修には、1日に154万円もの公費が支出されており、実際の受講者数に換算すれば1人10万円以上の支出である。研修費用としてみれば、支出額が一般的な研修と比較して非常に多額であり、そのような高額な研修費用をかける以上は、最少の経費で最大の効果を挙げるためにも、受講者の参加は必要不可欠である。 受講予定者の多くが多忙であるにしても、研修の内容からすれば実際の研修に参加して始めて有意義な研修となると考えられるのであり、可能な限り多くの職員が参加するべきである。 また、欠席した者に対して、後日、資料を渡して独学させるのであれば、レポートの提出を求めるなど、欠席者の学びを確保する対策をとるべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度以降は、講習運営を外注しない。 また、講習や研修により多くの職員に参加してもらうよう各所属への声掛けやメールによる周知等を実施する。	防災課
35	意見	第2章／第3 防災課	8 人材育成等	防災課として、少なくとも、公費で防災士の資格を取得した職員については把握するのが望ましい。	措置済	令和5年度	公費で防災士を取得した職員の調査を実施した(R5.4.17付)。	防災課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
36	意見	第2章／第3 防災課	9 デジタル版災害・避難カードに関する業務	災害・避難カードの普及は、住民自身による適切なタイミングでの避難を促すためにも重要な取り組みであり、岐阜県国土強靱化計画においても同カードの作成の推進が明記されるなど、岐阜県としても強く作成を推進する取組である。 その意味で、デジタル版「災害・避難カード」について、より広く利用を促すことが重要であり、利用の呼びかけに対し、どの程度の利用があったかを確認するのは事業の進捗を確認する為には必要不可欠な情報である。 なお、ホームページそのもののアクセス数は、実際にカードを作成した数とイコールではなく、特に災害・避難カードの作成には、簡易版だけでも5分、通常版で15分の作成時間を必要とする為、監査人として、ホームページの全体のアクセス数のみでは、作成数を推認することは困難と考える。 既に814万円もの費用をかけて作成したホームページであるが、最終ページのアクセス数すら確認出来ない仕様であったことは非常に残念であり、今後新たにホームページ等を作成するにあたっては、作成の目的を踏まえ、予算にも配慮しながら、カードの作成数や辿り着いたページへのアクセス数など、利用数が確認出来る情報が得られる仕様によりホームページを作成するのが望ましい。	措置済	令和5年度	家族や各地域で行われる防災研修などにおいて、多数の者で1台のパソコン利用して作成する場合など、利用者数が作成数とかけ離れることも考えられるが、目安的な指標としてカードの作成数を把握した。	防災課
37	意見	第2章／第3 防災課	10 災害対策本部	自治体の規模や災害の規模によって、県による支援の要否は異なり、特に小規模自治体であれば、対応職員そのものが少ないこともあり、システムの入力状況にも大きな差があるように、県からのは支援職員を必要とする状況がある。 小規模な市町村は、県の窓口情報や備蓄品の情報などは、十分に確認していない状況も存在することが懸念されるため、発災時においては、県の職員は、現場のニーズを丁寧に聴取するなどの配慮を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	引き続き、各市町村の意見も聞きながら、情報連絡員や災害マネジメント支援職員の適切な派遣に努める。	防災課
38	指摘	第2章／第3 防災課	10 災害対策本部	各地の県事務所が作成する支部計画について、安全性に疑念等が生じた際には、指導・助言する立場にある防災課は、適切な計画が作成されているかを確認し、適切な支部計画となるよう指導・助言すべきである。	措置済	令和5年度	各県事務所から支部計画の提出を受け、支部計画の内容を確認のうえ、必要となる適宜指導・助言した。	防災課
39	意見	第2章／第4 消防課	9 救急振興財団費	県が名古屋市(救急救命研修所)に対し無償貸与する物品について、当該物品購入額に相当する金銭負担が他の県及び研修生の人数等に照らして相当であるか否かを判断できるようにするために、名古屋市との間で県が負担すべき金額に関する取り決めをし、文書にしておくことが望ましい。 なお、令和5年度からは、現物貸与ではなく、研修生1人あたりの費用を算出の上、費用負担で経費負担する予定とのことである。	措置済	令和5年度	令和5年度から現物貸与ではなく、研修生1人あたりの費用を定め、養成人数に応じた額を負担することとした。	消防課
40	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	1 岐阜県防災交流センターの概要	岐阜県災害対策マニュアルによれば、防災交流センター宿舎入居者は、一律緊急初動特別班として自動指定されることとなるため、本来であれば幹部職員もまた、緊急初動特別班に指定すべきである。 なお、幹部職員も自動指定するとの結論は、実際の発災時に幹部職員がどのような役割を担うべきかによっては、緊急初動特別班の役割との調整が必要とも考えられる。 その為、緊急初動特別班の役割を確認したうえで、幹部職員も他の職員と同様に緊急初動特別班の一員とするのか、他の活動に従事すべきと判断するのであれば、緊急初動班の指定に関する規定を見直し、発災時の対応に沿った規程等を定めるべきである。	措置済	令和5年度	幹部職員の取り扱いについて、規程を見直した。	防災課
41	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	現在、県民の防災知識の向上を図るための研修の計画はされておらず、また、県が実施した研修は1件のみである。今後も、岐阜県防災交流センターについて、研修を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に研修を実施すべきである。	措置済	令和5年度	健康福祉部(福祉防災等)や教育委員会(学校防災等)にも防災交流センターの活用(研修実施)を促しながら、計画的に研修を実施した。	危機管理政策課→防災課
42	意見	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	今後も、岐阜県防災交流センターについて展示を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に展示の見直しをすることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年6月に展示内容の見直済	危機管理政策課
43	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	県民の防災知識の向上を図るための展示を行う施設であるから、展示の見直しは重要な事務であり、展示の見直しに関する決裁資料等文書を作成すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年6月に行った展示物の見直しについて、記録にまとめ整理した。	危機管理政策課
44	意見	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	3 公の施設の設置目的に即した施設の運営	公の施設は、住民の利用に供する施設であり、来館者数は公の施設が施設の設置目的に沿った運営がなされているかを判断するために必要となる基本的な数値である。施設の設立趣旨から、県が従来行っていた災害研修と同程度の教育の場となるよう、利用用途は防災知識の普及・啓発に関するものに限定し、また有事の際には災害対策本部の拠点として使用することから、利用対象者を限定した運用を行っていることを踏まえても、今後は、来館者数を意識することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年度から新たに県主催の住家被害調査員研修(8/23,8/30,11/9,11/10)、岐阜市と連携した防災講座(10/30)を行うなど、有効活用のための取り組みを行った。	危機管理政策課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
45	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	利用団体数、利用実績数ともに低調で有効活用がなされていないため、有効活用がなされるよう、改善を図るべきである。 【改善報告】 令和4年度は住家被害研修会(8月 23 日、30 日、11 月9日、11 月 10 日)及び岐阜市と連携した周辺住民対象の防災講座(10 月 30 日)が新たに行われ、今後は防災・減災センター等の関連機関と連携した研修を行っていくなど、既に改善に着手している。	措置済	令和5年度	令和4年度から新たに県主催の住家被害調査員研修(8/23,8/30,11/9,11/10)、岐阜市と連携した防災講座(10/30)を行うなど、有効活用のための取り組みを行った。	危機管理政策課
46	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	従前の会議室の利用について地方自治法の規律を前提に必要な措置を講ずるとともに、会議室の貸出について規律したと認めるのが相当な「岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱」は改定するなど適切に対応すべきである。	措置済	令和5年度	県が主催又は他者と共同で実施する防災知識の普及啓発に関する講座及びこれ以外の目的で県が主催又は他者と共同で実施する行事(県が主催者の主体る一員である場合に限る)に使用を認める運用とした。 また、従来の貸出要綱は廃止し、前記の後段に掲げる施設設置目的以外の利用については、目的外使用許可手続きを確実に行うことを明確にした新たな運用方針を決定し、施設を適切に管理していくこととした。	危機管理政策課
47	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	県の機関の防災研修以外の利用については、目的外使用許可の手続を適切にすべきである。	措置済	令和5年度	管財課の助言を踏まえ、R5年度の目的外許可申請にあたっては、事務室を使用する2つの団体名による申請とするよう岐阜県消防協会を指導し、令和5年1月11日に連名による許可申請書を受理し、令和5年3月31日に許可した。	危機管理政策課
48	意見	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	会議室の利用変更等の手続について、明確化することが望ましい。	措置済	令和5年度	会議室の使用方針及び手続きを整理した。	危機管理政策課
49	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	公の施設の開館情報は住民にとって重要な情報であるから、正しく情報を提供するべきである。	措置済	令和5年度	ホームページを修正済み。(R4.6.9)	危機管理政策課
50	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	ホームページの更新に関する決裁手続に際しては、更新日も含め、正確に処理すべきである。	措置済	令和5年度	ホームページ更新日は修正済み。(R4.6.9)	危機管理政策課
51	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	岐阜県防災交流センター管理規則3条2項適用の要件である開館時間変更の必要性の内容や、同項を適用して開館時間を変更したことが、決裁文書上明らかではない。 要綱に従えば、時間外の利用は認められないところ、利用者の事情により要綱の規律に反してでも変更を認めたのであればどのような事情で認めたのか記録が必要である。適切に公文書を作成すべきである。	措置済	令和5年度	開館時間を変更する必要がある場合は、管理規則3条2項適用の要件である開館時間変更の必要性の内容や、同項を適用して開館時間を変更したことを決裁文書上で明確にするよう関係職員へ周知した。	危機管理政策課
52	意見	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	公の施設は、住民の利用に供する施設であるから、開館時間を変更するのであれば、あらかじめ、ホームページ等において対外的な周知を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	開館時間や開館日の変更が必要な場合は、ホームページへの掲載など、適切な方法で周知するよう関係職員に周知した。	危機管理政策課
53	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	4 施設(会議室)の利用	会議室の利用を承認した時刻と利用者への鍵の貸出時刻に大幅なずれがあり、鍵の管理及び会議室の利用時間の管理が不適切であることから、鍵の管理及び会議室の利用時間の管理を適正にすべきである。	措置済	令和5年度	準備行為も利用時間に含めることを申請者に説明するとともに、9月8日に施設管理業者に対して、指示書により利用申請時間前の鍵の貸出は行わないことを徹底した。	危機管理政策課
54	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	6 目的外使用許可	行政財産が権限なく占有された場合には、本来であれば目的外使用許可の対価である使用料が発生する場所であるか否かを問わず、損害賠償請求権を取得することになると考えられるから、事実関係を確認の上、適切に対応すべきである。	措置済	令和5年度	令和4年8月9日に所有者である岐阜県消防設備協会の職員に対して速やかに撤去するよう指示し、8月19日に現地にて撤去が完了していることを確認した。 施設管理の監督不行き届きがあったことから、今後は施設管理業者の見回り等で異常があれば即座に報告を受けるなど、施設の管理・監督を徹底した。	危機管理政策課
55	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	6 目的外使用許可	行政財産の無権限での利用が確認されており、決して処理に係る事案が軽微とはいえない。岐阜県公文書規程に則り、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう書類を作成すべきである。	措置済	令和5年度	口頭指示と撤去の状況を記録し整理した。	危機管理政策課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
56	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	6 目的外使用許可	管財課の見解を前提とすると、申請書に記載がない団体は処分の名宛人となっておらず、当該区域を使用する権利が付与されていないため、使用料を支払うことなく無断で行政財産を利用していた、あるいは、申請書に記載がある団体が、当該区域を使用させていたと評価することが相当である。過去の利用について、事実関係を確認の上で適切に対応するとともに、目的外使用許可の事務を適切に行うべきである。	措置済	令和5年度	管財課の助言を踏まえ、R5年度の目的外許可申請にあたっては、事務室を使用する2つの団体名による申請とするよう岐阜県消防協会を指導し、令和5年1月11日に連名による許可申請書を受理し、令和5年3月31日に許可した。	危機管理政策課
57	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	7 物品の管理	行政財産である会議室の管理を適切に行うべきである。 【改善報告】 消防課に対して段ボールの撤去を指示しており、既に改善が図られた。	措置済	令和5年度	使用者（消防課）に対して段ボールの撤去を指示し、撤去が行われた。 今後は適切な管理に努めていく。	危機管理政策課
58	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	7 物品の管理	寄付採納をうけたのであれば、寄付採納の手続をすべきである。	措置済	令和5年度	物品の寄付採納を受ける際の会計規則上の手続きを職員に周知した。今後は、寄付採納を受けた際は、適正な手続きを行う。	消防課
59	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	7 物品の管理	寄付採納の手続は会計規則上求められている手続であり、決して軽微な事案ではない、適切に公文書を作成すべきである。	措置済	令和5年度	物品の寄付採納を受ける際の会計規則上の手続きを職員に周知した。今後は、寄付採納を受けた際は、適正な手続きを行う。	消防課
60	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	7 物品の管理	物品を適切に管理すべきであり、所有関係を明らかにした上で、県所有のテレビでない場合には、所有者に対して撤去を求めるべきであり、県所有のテレビであれば廃棄等会計規則に則り適切に対応すべきである。	措置済	令和5年度	備品シールが貼られていないことから、不用決定なされたが処分されないまま放置されたと推測されるため、適切に処分した。（4月21日処分）	危機管理政策課
61	指摘	第2章／第5 岐阜県防災交流センター	8 契約関係	発注者である県が受注業者の労働者である駐在管理人に対して直接指示をすることは、偽装請負と評価されかねないことから、適切に仕様書の内容等を改めるべきである。	措置済	令和5年度	仕様書中、業務指示の相手が明確となっていない部分については、受注者への指示であることを明記するよう見直しを行い、令和5年度維持管理業務委託の入札公告から摘要した。	危機管理政策課
62	指摘	第2章／第6 清流の国ぎふ防災・減災センター	4 負担金	防災・減災センター運営事業負担金に係る収支決算書だけでは支出が適正になされているかどうかを判断することができないため、経費に係る支払関係書類等も提出させるべきである。もっとも、年間の支払関係書類は膨大な量となるため、上記要綱に従った運用が実態にあわないのであれば、上記要綱を、実態に即して改訂すべきである。	措置済	令和5年度	職員が、事業内容や会計書類を現地において確認できるよう要綱を見直した（R5.3.28）。	防災課
63	意見	第2章／第6 清流の国ぎふ防災・減災センター	5 物品の所有関係	岐阜県の負担金により購入され、専ら清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する物品が、岐阜大学の所有物として管理されている状態である。 清流の国ぎふ防災・減災センターに法人格がないことがその理由とされているが、実質的に岐阜県の支出により取得した物品であるし、「清流の国ぎふ 防災・減災センター運営要綱」第5条において、同センターの運営に係る経費は県と岐阜大学が等分の負担をすることが基本とされていることからしても、清流の国ぎふ防災・減災センターの使用に供するために取得した物品が当然に岐阜大学の所有物となることには違和感がある。 物品の内容を見てみると、上記インフォメーションディスプレイなど、岐阜県の他部署においても利用可能と思われる物品が含まれていることから、少なくとも、消耗品以外で将来的に岐阜県の他部署において利用する可能性のある物品については、岐阜県において購入し、岐阜大学に貸与する形を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する備品については、県有備品の貸与により適切な管理を実施する。	防災課
64	意見	第2章／第6 清流の国ぎふ防災・減災センター	6 調査研究	清流の国ぎふ防災・減災センターの事業である調査研究について、岐阜県が積極的に関与しているとはいえない状況である。 同センターの事業として行われるべき調査研究は、「行政と研究機関が一体となった」防災・減災に関する実践的調査研究であるから（「清流の国ぎふ 防災・減災センター設置に関する協定書」第2条(3)）、岐阜県は、同センターの調査研究の対象について要望を出すなどして積極的に関与することが望ましい。	措置済	令和5年度	月例会議等の場を活用しながら、調査対象研究について協議する。	防災課
65	意見	第2章／第6 清流の国ぎふ防災・減災センター	7 事業実績の記録化	今後の事業計画の前提として実績の記録化が必要であること、また、担当者の交代などがありうることからすれば、助言内容についても記録化することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年度から助言内容を記録する。	清流の国ぎふ防災・減災センター（防災課）

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
66	意見	第2章／第6 清流の国ぎふ防災・減災センター	8 ウェブサイト	「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座（入門編）」の受講案内が適切に表示されておらず、受講を検討する人にとっても親切ではないため、修正することが望ましい。 また、防災士養成講座について、岐阜県内の一部市町でも受講できる場合がある旨の案内をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	分かりやすい適切な案内に見直した。	防災課
67	意見	第2章／第7 防災航空センター	7 備品管理台帳	備品管理台帳は、保管場所の記載とともに、対象備品の写真が添付された内容となっており、一見して対象備品を判別することができ、現物実査を容易にするものとなっている。 よりよい内容とするため、備品のうち救護器具や自己確保器具などについて、「備考（耐用期限等）の記載欄」に耐用年数を記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年3月中旬に消防航空隊員に依頼し、安全管理の為に耐用期限を明示すべき備品119点について3月末までに備品管理台帳に記載した。	防災航空センター（防災課）
68	指摘	第2章／第7 防災航空センター	8 不用品の処分	「廃棄予定　使用不可」とのシールの張られた物品について、将来的に使用する予定があるのであれば、「廃棄予定　使用不可」との誤解を与えるシールを張って管理をするべきではない。 【改善報告】 現在は、シールをはがしたうえで、管理担当者と現場整備士との間で、情報の共有がなされた。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	防災航空センター（防災課）
69	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	不特定多数の者が出入りする公の施設においては、施設内の鍵について、鍵の管理簿を作成することが望ましい。 【改善報告】 監査人からの意見を受けて、令和5年2月20日に、施設内の個別の鍵の管理簿も作成し、今後は管理簿により管理を記録するとのことであり、改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	防災課
70	指摘	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	遺失物の管理について、ヒアリングによれば、過去、2、3年保管されていたものを処分したことがあった。また、警察への届け出はしていないことから、遺失物法及び管財課の定めた遺失物取扱要領に則った処理をすべきである。	措置済	令和5年度	令和5年1月に、県の遺失物取扱要領を関係職員に改めて周知した。 今後は、同要領に基づき適切に対応する。	防災課
71	指摘	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	公の施設である岐阜県広域防災センターの開館日や開館時間の変更は、事務の実施というより、実施計画や方針に類する事項と考えられる。管理規則第2条2項、第3条2項に基づき開館日や開館時間を変更する場合には、少なくとも部長決裁を受けるべきである。	措置済	令和5年度	開館日や時間の変更に際し、部長決裁を受けた。	防災課
72	指摘	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	利用者の需要や属性に応じて、施設内にある資源を連結した防災プログラムが策定されていないため、岐阜県広域防災センターにおいて、どのようなプログラムを受けることができ、これによって、どのような防災に関する効果が得られるのかが明確でないことから、利用者の属性に応じた防災プログラムを策定し、県民の防災知識向上を図るべきである。	措置済	令和5年度	子ども、家族連れ、障がい者、消防関係者など利用者の属性に応じた防災プログラム（見学コース、体験コース）を策定した。	防災課
73	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	ホームページは、施設の魅力を伝え、来館へと繋げる重要なツールである。施設の利活用を目指すのであれば、フロアガイド、イベントの案内、見学予約、アクセスが一覧できるようなホームページとすることが望ましい。また、プログラムを複数策定した上で、ホームページ上において、どれ位の時間で、どのような体験ができ、どのような効果が期待できるかについても明示することで、来館へと繋げることが望ましい。例えば、静岡県地震防災センターのホームページでは、以下のとおり、「フロアガイド」、「イベント・学習」、「知る・学ぶ・調べる」の項目分けが分かり易く、「見学予約」の項目では、見学コースと所要時間が明示されており、参考になる。	措置済	令和5年度	来館者が分かりやすいホームページとなるよう更新した。	防災課
74	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	防災教育に対する需要は高く、岐阜県広域防災センターが果たすべき役割は重要である。岐阜県広域防災センターは、魅力的な企画を立案して来館を促し、もって県民の防災知識の向上を図ることが望ましい。 今回の企画は、水害コンテンツの充実など目的意識をもった企画があり、消防学校や関係団体と協働した魅力的な事業として評価できる。岐阜県広域防災センターは、消防学校が隣接しており、防災教育を行える人材や設備を調達しやすい環境にあることはメリットであることから、企画立案に当たっては、消防学校等の関係機関と協働した企画が望まれる。	措置済	令和5年度	引き続き、消防学校等と協力し企画立案する。	防災課
75	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	現状を分析したうえで、適切なKGI（目標達成指標）を策定し、目標と現状のギャップから対処すべき課題を検討したうえで、KPI（重要業績評価指標）のための実行計画を策定していくことで、PDCAサイクルを回していくことが望ましい。	措置済	令和6年度	4月以降有識者の意見を聴きながら、11月に両センターの中長期的な利活用方針案を作成した。	防災課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
76	指摘	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	アンケートは、事業評価や事業改善の基礎となる重要な要素である。まずは、施設利用者の満足度等を調査するためのアンケートを、継続的に実施すべきである。 また、アンケートを適切に評価し、PDCAサイクルに繋げるためには、一定数のアンケートを確保すべきことに留意する必要がある。令和元年度の大分市包括外部監査では、「アンケート結果を適切に評価するための量の十分性の方針の確立」として、統計学的視点からの提言がされており大変参考となる（同報告書243頁～244頁）。詳細は、同報告書等を参照していただきたいが、必要なサンプル数であるアンケート数は、許容誤差（アンケート数と母集団である利用者との誤差。例えば、許容誤差5%とした場合、アンケートで「満足」としている者が80%とすると、利用者のうち80%±5%、つまり75%～85%の者が「満足」していると評価できる。）や、信頼度（アンケートがどの程度の確率で許容誤差内かを示す数値）をどのように設定するかで大きく異なることに留意する必要がある。	措置済	令和5年度	今後も継続的に施設利用者のアンケートを実施する。	防災課
77	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	4 施設の運営	岐阜県広域防災センターと岐阜県防災交流センターのそれぞれの位置づけや役割を明確にしたうえで、両センターの中長期的なグランドデザインを策定することが望ましい。	措置済	令和6年度	4月以降有識者の意見を聴きながら、11月に両センターの中長期的な利活用方針案を作成した。	防災課
78	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	5 地震体験車	災害時の電源供給車として使用する必要が生じた場合の、地震体験車としての貸出と電源供給車としての使用の優先関係やその決定権者、電源供給車として貸し出す場合の手続などについて、具体的ルールを策定することが望ましい。	措置済	令和5年度	6月15日付けで「岐阜県地震体験車貸出要綱」を改正し、電源供給車としてのルールを定めた。	防災課
79	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	5 地震体験車	地震体験車に多数の再現地震や想定地震を取り揃えているのであれば、メニューを偏らせることなく、イベントや防災訓練、教育の目的に合わせてその効果を最大限高めるため、メニューを適切に使い分け、地震体験車の能力を十分に引き出す工夫をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	体験メニューについて、体験者の年齢等を考慮して実施する。	防災課
80	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	6 防災備蓄館	岐阜県広域防災センター自体が被災した場合、アクセスの問題や、ラック式倉庫の高所にある資機材をフォークリフトで搬出できない可能性もある。センター自体が被災した場合のシミュレーションを実施することが望ましい。	措置済	令和6年度	12月までに、広域防災センター自体が地震や水害により被災した場合のシミュレーションを実施した。その結果、停電時における電動フォークリフトの運用に課題があるため、発電機の整備をすすめる。	防災課
81	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	6 防災備蓄館	岐阜県広域防災センターとして備蓄しておく防災資機材の種類や数量について、防災会議や専門家の意見を求めたうえで、明確にすることが望ましい。	措置済	令和6年度	専門家の意見を踏まえ、令和5年11月1日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、防災資器材の目的や数量を明確にした。	防災課
82	意見	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	6 防災備蓄館	飛騨総合庁舎の防災倉庫のように、物品によって取扱いの根拠が異なることになることは、今後の利用において法規に従った運用に支障をもたらす原因となる。 取扱いの混乱が生じないように、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。 また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を防災資機材要綱の別表に反映するのが望ましい。	措置済	令和6年度	専門家の意見を踏まえ、令和5年11月1日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、防災資器材の目的や数量を明確にした。	防災課
83	指摘	第2章／第8 岐阜県広域防災センター	6 防災備蓄館	各地の県事務所等で保管する防災資機材等の管理に関しては、現状は県事務所職員の任意に任せているが、任意の管理では引き継ぎの内容によっては点検が実施されないおそれがある。また、実際に管理されているかを県事務所長や担当課が確認する意味でも点検簿等の作成は必要である。 防災資機材等として保管されている物品は、複数の課にまたがっていることからも、各担当課と協議の上、点検回数や点検方法等について適切な管理方法を定めて規約・マニュアル・点検簿等を作成すべきである。	措置済	令和5年度	※防災課対応	危機管理政策課
							令和5年11月2日付で「岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱」を改正し、総合庁舎等に配置する防災資機材の点検について、点検項目、方法、頻度及び記録簿を作成した。	防災課
84	指摘	第2章／第8 岐阜県広域防災セン	6 防災備蓄館	県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。	措置済	令和5年度	一覧表により各県事務所と情報共有を図った。	防災課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
85	意見	第2章／第9 消防学校	3 施設の利用計画等	大規模災害等で必要となる可能性があるチェーンソー及びエンジンカッターの救助資機材については、各消防団（分団）が自ら所有し、十分な訓練を行うことは困難であるといえ、故に発災時において個々の消防団員が同資機材を用いて十分な機能を発揮するためには、消防学校における事前の直接的な教育訓練が必要である。 したがって、消防学校は、安全上及び発災時における確実な救助資機材の運用という観点から、より多くの消防団員に対して訓練が実施されるよう、全県的・中長期的な目標・訓練計画を策定し、これを実行することが望ましい。	措置済	令和6年度	消防団員に対する教育訓練に係る5か年計画を策定した。	消防学校
86	指摘	第2章／第9 消防学校	3 施設の利用計画等	消防学校に新たに整備された上記移動式街区訓練施設等については、いずれも昨今の多様化・複雑化する社会情勢及びそれに伴う災害の多様化、救助・応急措置等の特殊化に対応すべく、相当額の県費を投じて設けられたものである。 発災時において、消防職員等が十分な役割を発揮するためには、多様化・特殊化する事項に対応した事前の教育訓練を実施し、各職団員における現場応対力の向上を図る必要がある。そして、同訓練の実施・支援は、各種防災計画等において行政機能（公助の強化）を担う消防学校に定められた計画であり、消防学校は、同計画を実施する責務がある。 したがって、消防学校は、防災重点化事項③の遂行として、上記各訓練施設の使用を、より積極的に推進し、各消防本部における訓練実施率の向上を図るべきである。	措置済	令和5年度	引き続き県ホームページへの掲載、消防長会、消防協会及び消防本部教養担当課長会議の場など、機会を捉え広く周知していく。	消防学校
87	意見	第2章／第9 消防学校	3 施設の利用計画等	各訓練施設の使用については、法定された消防職団員等の教育訓練に支障を来さない範囲で行う必要があることから、その限られた日数・時間において効率的に運用することが求められる。そこで、消防学校においては、各消防本部におけるこれまでの各訓練施設の使用実績等を踏まえた上で、訓練・習熟度に地域差が生じないよう、その利用方法・優先度を考慮した全県的・中長期的な訓練施設使用計画を策定し、これを実行することが望ましい。	措置済	令和5年度	消防本部が行う訓練は、各消防本部が消防力の状況を踏まえ策定する訓練計画に基づき消防学校での訓練実施の必要性を判断するものであることから、訓練施設使用計画は策定しない。	消防学校
88	意見	第2章／第9 消防学校	3 施設の利用計画等	消防学校は、その設置目的に反しない範囲で、上記少年消防クラブリーダー研修会や防災教育フェアによる施設利用のように、県民の防災意識の向上等を事業とする岐阜県広域防災センターを主とし、消防学校が同センターを補助・連携する態様で、より積極的に、広く県民全般を対象とする消防学校施設の利用方法（施設見学や危険性の低い放水体験等）を検討することが望ましい。 開かれた施設化により、消防学校を広く県民に認知させるとともに、県民の防災意識・認識を向上・深化させることで、消防団員の増強、ひいては従前の「公助」の側面のみならず、「自助」・「共助」を実現させる施設として、より消防学校の存在意義を高めることができるものと考えられる。 例えば佐賀県の消防学校においては、佐賀消防署「さが防火フェスタ2022」と同時開催で、消防学校の訓練施設を一般公開し、施設見学会を開催しており参考になる。	措置済	令和5年度	引き続き、広域防災センター等が企画する防災教育等について、消防学校の運営及び教育訓練の実施に支障のない範囲で連携して実施する。	消防学校
89	指摘	第2章／第9 消防学校	4 施設管理	ヒアリングの結果によれば、上記各公有財産については、いずれも適正に登記手続がなされており、単に定期監査資料上の記載漏れであるとのことである。 したがって、消防学校は、同各公有財産につき、その登記年月日を定期監査資料へ正確に記載すべきである。 【改善報告】 令和4年度定期監査資料記載済み。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	消防学校
90	意見	第2章／第9 消防学校	4 施設管理	昨今において入校者の利用が認められない図書館においては、現在消防学校が検討している談話室等、時勢に合った有効な施設として運用を開始すべく、具体的な計画を立てて実現を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	R4年度中に、談話室、部活動の打合せ場所等として活用することを決定した。 （運用開始：令和5年5月8日～）	消防学校
91	意見	第2章／第9 消防学校	4 施設管理	消防学校及び岐阜県広域防災センターへのヒアリング結果によれば、上記の管理・運営・支出処理となった背景事情には、もともと岐阜県広域防災センターは消防学校と同様に「消防防災課」が所管する単独現地機関であり、その管理運営に関する費用等の支出を消防学校で行っていたところ、事後的な組織再編により、「防災課」、「消防課」、「消防学校」に分かれ、岐阜県広域防災センターは、「防災課」の所管となったという経緯があり、組織再編後も同センター建物の管理・運営に関する費用等の支出は、従来のまま隣接する消防学校がまとめて行っているということであった。 しかし、所管を異にする現状においては、消防学校と防災課（岐阜県広域防災センター）とで、電気料金等を分別してそれぞれ支出し、各定期監査資料に記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	R5年度の電気契約は個別契約とした。 一体的に契約することでスケールメリットが生じる機械警備や水道料金については、施設ごとの支出をそれぞれの定期監査資料に明記した。	消防学校
					措置済	令和5年度	R5年度の電気契約は個別契約とした。 一体的に契約することでスケールメリットが生じる機械警備や水道料金については、施設ごとの支出をそれぞれの定期監査資料に明記した。	防災課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
92	指摘	第2章／第9 消防学校	5 物品管理	長らく使用せず、修理予定もない消防車については、不用の決定をした上で、売払い又は廃棄を行い、善管注意義務の履行として、消防学校敷地内の整理及び清潔を図るべきである。 【改善報告】 指摘の車両については令和4年9月に廃棄済み。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】	消防学校
93	意見	第2章／第9 消防学校	6 情報管理	学生調査書等の記載事項であり、かつ、消防学校が業務統計において指標としている性別、年齢、所属地区・分団、在職年数及び階級の状況等の情報については、それぞれ単体の情報のみでは特定の個人を識別できないとしても、例えば、所属地区において入校者数・修了者数が1名の場合や、階級別の該当者が1名の場合等においては、全ての情報又は他の情報と照合することで、特定の個人を識別する可能性が皆無とまでは断言できない。 また、厚生労働省が、履歴書の様式につき、性別欄を任意記載欄とする新様式(厚生労働省履歴書様式例)を作成して公表するなど、個人の価値観が多様化する昨今の社会情勢にも鑑みれば、取得した性別情報の取扱いには、より慎重な配慮を要する。 したがって、消防学校は、今後施行される改正個人情報保護法のもと、入校者等の個人情報を取得するに際して、本人にその利用目的を正しく認識させる必要から、同情報を消防学校における教育・訓練のみならず、業務統計の作成にも利用する旨を、個人情報取扱事務登録簿(消防関係職員等教育訓練に関する事務)等に明示することの要否及びその明示方法等を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年度の教育訓練に係る入校申込書、学生調査書に業務統計にも利用する場合がある旨記載済み。	消防学校
94	指摘	第2章／第9 消防学校	7 金銭管理	岐阜県会計規則が、債権者の請求書を支出に係る証拠書類と位置付けていることに鑑みれば、請求書の宛名は、その支払義務者を証する重要な書類と言える。そして、消防学校を宛名とする請求書については、形式的には消防学校(県)がその支払義務を負う者と解される。 したがって、消防学校は、県費と入校経費(預り金)との収支を明確に分別し、形式面での混同を回避する趣旨より、請求書の宛名と支出者(負担者)とを完全に一致させるべきである。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
95	意見	第2章／第9 消防学校	7 金銭管理	請求書の宛名と支出者(負担者)とを完全に一致させる具体的な方法としては、①入校経費管理委員会(権利能力なき社団)において発注する委託業務等に関する費用請求書の宛名を「入校経費管理委員会会長●●●●」名義とする方法、又は、②入校経費に関する入出金を、全て消防学校が県費とは分別した預り金として管理・処理するものとし、入校経費に関する費用請求書の宛名を「消防学校」名義とする方法(教育委員会における学校預り金事務処理に基づく公費・私費の分別に準じる方法)が考えられる。 したがって、消防学校は、入校経費の管理・処理方法につき、①又は②のいずれかの方法を採るかにつき、関係各部署と協議の上、その方針を早期に決定することが望ましい。 なお、本指摘事項を踏まえたヒアリングの結果によれば、消防学校としては、現時点では、②の方法を検討しているとのことであった。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
96	意見	第2章／第9 消防学校	7 金銭管理	入校経費に関する通帳管理や入出金等の事務処理を、消防学校職員が担っている現状に鑑みれば、職員の権限及び適正な事務執行を可能にすべく、通帳及び銀行印の管理や保管方法、事務の引継ぎ等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、通帳等の管理方法等については、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
97	意見	第2章／第9 消防学校	7 金銭管理	入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状に鑑みれば、職員の適正な事務執行を可能にすべく、入校経費の返金や繰越処理等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、入校経費の返金や繰越処理等については、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
98	意見	第2章／第9 消防学校	7 金銭管理	入校経費に関する事務は、消防学校の事務と密接関連性・不可分一体性を有するものであることから、その事務には、適法性、経済性、効率性及び有効性並びに透明性が求められてしかるべきである。そして、入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状にも鑑みれば、その決算報告については、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査が実施されるよう、要綱・要領等において規定することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、入校経費預り金運営委員会等の第三者委員会を設置した上で、同委員会において、予算・決算に対する監事監査等が行われるよう、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。	消防学校
99	意見	第2章／第9 消防学校	8 契約関係	現状の制度設計においては、給食業務委託機関は、入校経費管理委員会であり消防学校ではない。そのため、県の入札・契約に関する諸規程は、直ちに適用されるものではないと解されるが、入校者等に対する給食事務は、消防学校の事務と密接関連性・不可分一体性を有するものであることから、その事務には、適法性、経済性、効率性及び有効性並びに透明性が求められてしかるべきである。 したがって、事実上特定の事業者のみとの業務委託契約が長期間継続している現状においては、他事業者が見積参加を辞退する原因等を子細に調査・聴取・分析した上で、選定業社の枠を広げることや、仕様書の内容を一部変更すること等を協議し、より低コストで高効率、充実した給食の提供事務を実施できるよう、その方策を検討することが望ましい。 なお、上記のとおり、今後、給食費を含めた入校経費等につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、給食業務委託契約については、消防学校と委託業者との間の契約とし、県の入札・契約に関する諸規程に基づき適切に、効率的に運用されたい。	措置済	令和5年度	令和5年度の契約にあたり、複数業者に見積り依頼済み。	消防学校
100	指摘	第2章／第9 消防学校	8 契約関係	消防学校は、食堂棟内の場所・施設を使用し、入校者の給食業務を行う委託業者に対し、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。 この点、目的外使用許可を得ていない現状につき、消防学校からは、入校経費管理委員会と委託業者との間の給食業務委託契約における詳細等を定めた給食業務委託仕様書において、同委員会が委託業者に対して食堂棟内の場所・施設を使用することが明記されていることから、同仕様書及びこれに基づく業務委託契約締結時における消防学校における決裁において、許可は得られているものと認識している等との説明があった。 しかし、上記規範（岐阜県公有財産規則第16条）で示したとおり、行政財産の目的外使用許可は、法定された書式（行政財産使用許可申請書）によって、更には、岐阜県公有財産事務処理規程第13条に規定された使用許可の手続に則って行う必要があり、法律に基づく行政、適正手続の観点からは、法的根拠なくその例外を認めるべきではない。 したがって、給食業務委託仕様書等をもって、行政財産の目的外使用許可に代えることはできない。 なお、今後、給食費を含めた入校経費等につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、給食業務委託契約については、消防学校と委託業者との契約となり、目的外使用許可を要さないものと考えられるが、その場合には、県の入札・契約に関する諸規程に基づき適切に運用されたい。	措置済	令和5年度	入校経費は、食費、寝具代、図書実験費など学生個人が購入するもの等を調達の利便性等を図るため学校がまとめて管理・執行する預り金であり、会計事務は公務として行っており、県立高等学校の学校預り金と同様の経費である。 このため、規程類の整備、会計処理等について、県立高等学校の学校預り金と同様の取扱いへと見直しを行った。（給食業務委託契約については消防学校長と委託業者間で契約を締結する予定であり、この場合目的外使用許可は不要）	消防学校

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	意見	第1章／第3 岐阜県の防災予算	5 防災に関連する計画及び進捗状況	岐阜県強靱化計画アクションプランの指標には「主要な骨格幹線道路ネットワーク」との記載があるが、一見すると、岐阜県強靱化計画アクションプランと異なる計画である「広域道路ネットワーク計画」に位置づけられた路線の整備率が示されているかのようにも読み取れる。 岐阜県強靱化計画アクションプランの進捗を表現する指標であることが直感的に理解できるよう、指標名称を変更し、指標の具体的な説明を記載することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年3月に策定された第3期岐阜県強靱化計画及び岐阜県強靱化計画アクションプラン2025において、「緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保」の指標として、直感的に理解しやすいよう「緊急輸送道路における要整備延長」と設定した。	道路建設課
2	意見	第3章／第3 道路維持課	3 道路維持等に関する計画	新たな強靱化計画の策定に際して、その時点における情勢等に応じた指標に変更・統合すること自体は否定されるものではないが、第1期強靱化計画における旧指標のうち、特に目標達成率評価がC（25%以上～50%未満）又はD（25%未満）評価であったものについては、第2期強靱化計画における新指標下においても、基準値の全体数に埋もれたり、対策実施対象から外したりすることなく、引き続き未対策箇所を捕捉した上で、その進捗率等を把握・管理し、最終目標達成まで対策を完遂させることが望ましい。	措置済	令和7年度	第3期県強靱化計画の策定にあたり、緊急性や重要性を踏まえ、優先度の高いものを第3期計画の指標として設定した。 優先度の高いものについて着実に対策を進めるとともに、引き続き全体の未対策箇所を捕捉した上で、その進捗率等を把握・管理し、最終目標達成まで対策を完遂させる。	道路維持課
3	意見	第3章／第3 道路維持課	3 道路維持等に関する計画	令和6年度において最終目標値を達成できるのであれば、計画期間の5年間において、平均的に進捗させる必要はないが、特に進捗率が悪い指標については、その理由を分析した上で、残された期間で、最終目標値に到達できるよう、計画的に、重点的に事業を実施することが望ましい。 【改善報告（一部）】 令和3年度末までにおいて進捗率が悪い上記各指標のうち、「県内道路における無電柱化整備の着手箇所数」については、令和4年度に2箇所の工事着工が行われ、進捗率が100%となったため、改善報告とする。	措置済	令和7年度	無電柱化整備に関する指標について、第2期強靱化計画では「着手数」としていたが、第3期強靱化計画においては「整備延長」とし、事業の進捗を細かく把握できる指標とした。 引き続き、進捗率等を把握・管理し、計画的に事業を進捗させる。	道路維持課
4	意見	第3章／第3 道路維持課	4 道路維持管理の方法	現在実施中の健全度Ⅲ（早期に補修を実施すべき施設）の補修を完遂させ、健全度Ⅱ（予防保全の観点から補修を実施すべき施設）への補修へと転換した上で、年度ごとに示される岐阜県強靱化計画アクションプランの策定時や、5年に1回等の頻度で実施される道路施設等の健全度評価の結果が出た時点において、同結果に基づく先見的・効率的な予防保全型の維持管理を協議するため、「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」の開催を再開し、もって同委員会が有する機能を最大限に引き出してこれを有効化し、限られた予算の中で、より効率的・効果的に道路維持管理等の実施を図ることが望ましい。	実施中		予算の平準化など計画的に対応するよう、より効率的・効果的な道路維持管理等を実施するよう努める。	道路維持課
5	意見	第3章／第3 道路維持課	4 道路維持管理の方法	岐阜県道路施設維持管理指針（2014年7月）の策定時の予想どおりに（又は予想を超えて）、平成25年度頃に160億円程度で推移していた道路施設の維持管理予算額は、およそ10年間で約484億円と3倍近くまで増加している。また、決算額についても、およそ10年間で約330億円と倍増している（ただし、比較基準は平成25年度の当初予算額）。そして、止まらない少子高齢化による社会保障費の増加等の傾向に鑑みれば、今後、予算状況は、岐阜県道路施設維持管理指針が策定された平成26年度の予想よりも遙かに厳しいものとなることが予測される。 したがって、道路維持課においては、今後、限りある財源の中で、適切に、効率的に、そして持続的に道路維持管理を実施するために、どのような計画・指標に基づき実行すべきなのか等につき、外部識者等（「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」を含む。）の見解をも踏まえて早急に協議を図り、新たな方向性（新しい「岐阜県道路施設維持管理指針」の策定を含む。）を示すことが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年7月に「岐阜県道路施設維持管理指針」の見直しを行い、県のHPにおいて公開した。	道路維持課
6	意見	第3章／第3 道路維持課	4 道路維持管理の方法	穴ぼこ処理件数が、やや増加の傾向にあることは、「穴ぼこ大作戦」の効果という一面もあろうが、基本的には、舗装の劣化が進行していることを意味するものと考えられる。 したがって、引き続き穴ぼこに対する補修（対処療法）を実施し、まずはその処理箇所数の減少を図った上で、今後は、岐阜県舗装補修最適化計画（平成28年3月）にいう、「従前の対処療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に転換した場合、今後50年間で約54%のコスト縮減効果が期待できる」の実現を図ることが望ましい。	実施中		目標達成に向け、限られた予算の中で、より効率的・効果的に道路維持管理等を実施できるよう努める。	道路維持課
7	指摘	第3章／第3 道路維持課	4 道路維持管理の方法	岐阜県道路パトロール実施要領の記載が、実際の運用と齟齬が生じている。夜間パトロールのシステムへの入力の要否等を整理し、適切な実施要領に改めた上、各土木事務所に対して適切な運用を周知すべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領を令和5年4月1日に改訂し、各土木事務所に対し周知を行った。	道路維持課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
8	指摘	第3章／第3　道路維持課	6　関係団体等	岐阜県建設技術協会に対して、ロッカーを設置する態様で、施設の一部を占有・使用することにつき、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。 なお、この点については、新庁舎移転を契機として、フロア書庫内に物品(ロッカー)を設置し、会計ファイル等を収納するのに併せて、行政財産の目的外使用許可手続を行う予定とのことである。	措置済	令和5年度	目的外使用許可の申請手続きを行うよう岐阜県建設技術協会へ指導済である。 新庁舎12階フロア書庫への物品設置について、協会から新庁舎の管理所属である管財課へ申請をし、令和5年2月24日付で目的外使用許可を受けた。	建設政策課
9	指摘	第3章／第4　河川課	3　所管業務に関する計画	岐阜県水防協議会について、現状、会議を招集することなく議決を行う書面決議の根拠が存在しておらず、書面決議によって決議した内容が法的に認められない可能性がある。条例の改正を行い、書面決議を可能な状況を整理した上で、書面決議を行うか、速やかに協議会を招集し、協議会を実施すべきである。	措置済	令和5年度	書面決議は、コロナ感染防止のため緊急措置として行ったものである。今後は、web会議方式も活用し、対面で開催することとする。なお、令和5年度については、5月19日に対面で開催した。	河川課
10	指摘	第3章／第4　河川課	3　所管業務に関する計画	岐阜県水防協議会の会長の事前の指名については、委員のみが対象であり、職員が代わりに職務を代行することは出来ない。 なお、「事故があるとき」とは、本来事務の正常な運行を妨げるような出来事をいい、例えば、病気、海外出張、死亡等が考えられるとされるが、一般的な公務等により代理を指名することが出来るかは慎重な判断が必要と思われる。 過去の運用も確認の上、これまで議決した内容についての法的な瑕疵が存在しないよう、法令に則した適切な協議会を開催し、現状の水防計画等の改めての承認等を行うべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度から、県土整備部次長を委員とすることとした。 なお、令和5年度については、次長を会長代理として指名し、5月19日に開催した。	河川課
11	意見	第3章／第4　河川課	7　河川管理パトロールの結果把握、対策	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、各土木事務所において行われた巡視結果の共有を図り、河川課から各土木事務所に対し、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年4月11日付け河川課長事務連絡にて、河川巡視により、「異常あり」とシステムに登録された箇所について、その後、全面委託業務等で対応を行った場合は、システム上で対応状況を追加入力すること、また、巡視作業内で対応を行った場合は、タブレット入力の際に対応の有無が分かるように対応状況を入力することを依頼し、スマートパトロールシステムの更なる活用の促進や共有を図ることとした。 また、各土木事務所から入力された巡視結果について同システムを利用し、河川課でも確認を行い、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図っている。	河川課
12	指摘	第3章／第4　河川課	8　水防倉庫	水防の所管課として、水防資器材の管理をしているとはいえない状態であり、岐阜県水防計画における各土木事務所の水防資器材現有量との齟齬もあることからすれば、所管する計画の管理の面でも不十分である。 河川課は、各土木事務所の水防倉庫及び備蓄する水防資器材の現状を把握した上で、必要になった際にはすぐに市町村に提供できるように、水防資器材を整理して備蓄するよう各土木事務所を指導すべきである。	実施中		水防資器材の現有量が水防計画に正しく反映されているか確認・調査を実施中。	河川課
13	意見	第3章／第4　河川課	8　水防倉庫	水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	県として備蓄すべき水防資器材について検討を行い、「積み土のう工」に要する資材の応急的な補給を想定することとし、土のう袋を適正量備蓄するよう、R5. 12. 1付けで各水防管理者及び各土木事務所長へ通知をした。	河川課
14	意見	第3章／第5　砂防課	3　所管業務に関する計画	平成25年、平成26年の点検から6年しか経過していないのに、平成26年の261箇所を上回る補修改築必要箇所が発見されている。 砂防施設は古いものが多く、これまでと同様のペースでは補修・改築が追いつかず、施設の老朽化による災害を招きかねない。 現在、計画の改訂中とのことであるが、補修・改築の計画にあっては、今まで以上のペースをもって補修・改築計画を立てることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度中に長寿命化計画の改定を実施済み	砂防課
15	意見	第3章／第5　砂防課	3　所管業務に関する計画	平成25年度の点検時は、施設のひび等、一定の事象が発生していれば一律に評価が決まってしまう方式であったのに対し、令和2年の点検では、その事象が施設全体に与える影響を考慮して評価しているため、前回点検時から評価が引き上げられる場合が発生するとのことである。 しかし、9年前の平成25年度の時点で施設にひびが生じているなどC評価たり得た施設が、9年を経た今になって安全性を確保できているとはにわかには考え難い。平成25年度の点検においてC評価となった箇所については、令和2年の点検を踏まえた健全度評価において、C評価のまま据え置き、補修の対象とするなど、一定の配慮をすることが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年度中に長寿命化計画の改定を実施済み、健全度評価について前回からの変化も考慮して改定。	砂防課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
16	意見	第3章／第5 砂防課	3 所管業務に関する計画	施設が存在することでその箇所の危険性は回避されているとの考え方は一理あるが、その施設の劣化の事実を県民に周知することも必要と考える。施設の劣化が原因で災害が発生することも考えられるところである。補修・改築ができていなかったこと自体については、予算や計画の関係もあり、県の過失を問われない場合も多いと考えられるが、劣化を把握しながらそれを県民に周知していなかったことは、災害によって人的被害が生じた場合には、県の過失が問われる可能性がある。健全度評価の結果、C評価の中で県民への周知が特に必要と判断されるものについては県民に公表することが望ましい。	措置済	令和6年度	健全度Cの中でも、急激に劣化や損傷、変状の進行がみられ、住民に被害の恐れがあると判断される場合については、緊急的に住民周知や工事等の対応を行うこととした。	砂防課
17	指摘	第3章／第5 砂防課	5 砂防法関連不適正事案への対処	平成23年包括外部監査の結果報告書において意見がなされているにも関わらず、現在まで同一の不適正事案が是正措置を完了することなく県のホームページに公表され続けているというのは、県が事案を放置していると県民に思われてもおかしくない。砂防課によれば、上記不適正事案については、行政代執行をしないという判断をしているとのことであるが、少なくとも、当該判断についての専門家の意見を踏まえ、法的なリスクを検討した上で、県のホームページに、行政代執行に至らない理由(「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に該当しない理由)を掲載するなど、事案を放置しているわけではないことを県民に周知すべきである。 また、違反行為が行われている場所の定期的な巡視は、概ね1か月に1回の頻度で行われており、土木事務所職員の負担を増大している。県民の生命や財産に著しい被害が及ぶ可能性が高くなく、緊急に防災措置を講ずる必要がないのであれば、定期的な巡視の頻度を減らし、土木事務所職員の負担を軽減すべきである。	措置済	令和6年度	事案について適切に対応している事が県民の方に伝わるよう、ホームページへの記載方法について変更を行った。 違反行為箇所の巡視については、有識者との協議により、県民の生命や財産に著しい被害が及ぶ可能性が高くなく、緊急に防災措置を講ずる必要がないと判断できることから、本出水期後から、各土木事務所において実施している砂防関係施設巡視等に合わせて巡視・観測を行うこととした。	砂防課
18	指摘	第3章／第5 砂防課	5 砂防法関連不適正事案への対処	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例に記載したとおり、「許可を受けた者」(第1項)の相続人は当該許可を受けた者の地位を承継する。従って、違反行為者が「許可を受けた者」である場合には、その相続人に対して、是正措置を完了させるよう、積極的に働きかけるべきである。なお、「許可を受けた者」が監督処分を受けていた場合、その相続人は、監督処分に従う義務も相続すると考えられる。ただし、確定的な見解があるものではないため、相続人を対象に改めて監督処分をすべきである。 上記のとおり、「許可を受けた者」(第1項)の相続人には監督処分の効力が及ぶが、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)に対してなされる措置命令は対人的な命令であるため、相続人に対する措置命令の権限はなく、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)に対して行った措置命令の効力もその相続人に及ばないと考えられる。 すなわち、「許可を受けた者」(第1項)の相続人には監督処分の効力が及ぶが、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)の相続人には措置命令の効力が及ばず、新たに措置命令を行うこともできない。 そうであるならば、「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)本人が亡くなる前に是正完了させなければならないということである。 「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」(第3項)の生存が是正措置の成否に直結する以上、これらの者との連絡を密にし、生存中に是正措置が完了するよう、指導を徹底すべきである。	措置済	令和6年度	今後、違法行為が確認された場合、違反行為の処理マニュアルに基づき、行為者が生存中に是正措置が完了するよう、期限を示して行政指導を実施し、従わない場合は法令上の処分に移行する等、適切に対応する。	砂防課
19	意見	第3章／第6 農林事務所に関する防災事業	1 森林保全課の防災事業	第3期岐阜県森林づくり基本計画の施策の一つである「災害に強い森林づくりの推進」の指標は、森林保全課の所管ではなく森林経営課の指標であるものの、その評価の分析から森林所有者の主伐・再造林に消極的な姿勢が見られる。当該指標が、「災害に強い森林づくりの推進」の一つの指標であることから、今後の災害対策においては、このような現状を踏まえた災害対策を検討する必要がある。 森林保全課が所管する施策の達成率は100%ではあるものの、今後の災害予防のための治山の事業の推進を検討する際には、他課の施策の状況にも配慮した施策を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画において、市町村や事業体と連携し、森林整備と治山施設の整備を組み合わせて、森林の面的な山地防災力の強化を計画した。	森林保全課
20	意見	第3章／第6 農林事務所に関する防災事業	1 森林保全課の防災事業	岐阜県強靭化計画アクションプランにおける計画年度は、令和6年度まで存在している。目標値の設定の見直しを検討し、増加の必要があるのであれば、より一層の対策推進を行うのが望ましい。	措置済	令和5年度	新たな目標を設定した。11基→13基	森林保全課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
21	意見	第3章／第6 農林事務所に関する防災事業	1 森林保全課の防災事業	必要な事業が年度内で実施できないことは会計の原則の観点から望ましいものではなく、例え翌年度において実績が確保できているとしても、繰越の原因が年度途中の発災が原因の一つであるとすると、今後毎年の発災が繰り返されることで、翌年度においても事業を達成できない事態に繋がりうると考える。 災害発生箇所の早期復旧のため、優先的な対応は当然であり、今後も発生するであろう災害を予測し、事業計画を立てることは困難と理解するが、事業効果の早期発現と年度内の予算執行率を高められるよう、事業計画等を見直すことが望ましい。	措置済	令和5年度	山地災害を予測した事業計画は困難であるが、こうした突発的な事案に対して柔軟に対応し、事業を年度内に完了するよう各農林事務所へ周知徹底した。	森林保全課
22	指摘	第3章／第6 農林事務所に関する防災事業	1 森林保全課の防災事業	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うよう各地農林事務所の担当課に確認し指導すべきである。 特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。	措置済	令和5年度	治山施設点検実施要領について、点検結果の整理に齟齬が無いよう、様式等を一部改訂した。	森林保全課
23	指摘	第3章／第6 農林事務所に関する防災事業	1 森林保全課の防災事業	健全度評価に変わりがない以上は、健全度評価に合わせた評価を行うよう指導し、点検対象外であることについては、その旨が記録できるように治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を改めるべきである。	措置済	令和5年度	治山施設点検実施要領について、点検結果の整理に齟齬が無いよう、様式等を一部改訂した。	森林保全課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	意見	第1章／第3 岐阜県の防災予算	5 岐阜土木事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和8年度	・予定価格と同額の数額での入札が多いことについては、県全体として同様の傾向があったが、近年では減ってきている。 ・業務委託における指名競争入札は、管内で名簿に登載があり、要件を満たす事業者から8～12社を指名している状態である。 そのため、管内で要件を満たす事業者はほぼ指名しているため実質的にほぼ網羅し競争原理が働いている。 ・また、業務委託における一般競争入札も技術検査課からの指示により、 令和6年度6件、令和7年度5件と実施済みであり、 令和8年度も年間で7件実施する予定としている。 ・そのため、業務委託における入札においては、 指名競争入札においても競争性は確保されている。 また、一般競争入札も年間一定件数実施している状況である。	岐阜土木事務所
2	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	岐阜県会計規則が定める契約における履行期間の延長を認める場合は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由がある場合として、例外的な取扱いとして定めていることからすると、調査業務の延長が繰り返される事態は望ましいものではない。 登記の調査業務においては、名義人の相続人の判別が困難な事案もあり、契約段階で予測できなかった期間が必要となる場合があるが、どれだけの期間、延長承認を行うべきかについて、手続の進捗状況と手続き完了までの見通しを踏まえ、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を提出させるべきである。	措置済	令和5年度	履行期間の延長を行うにあたっては、業者から算定根拠となる変更工程表の提出を受け、その時点の進捗状況、今後の見通しを踏まえ、必要となる履行期間の延長を行っている。	岐阜土木事務所
3	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	河川の堤防除草の委託業務について、地域住民ではなく一般業者によって作業が行われている範囲が増えているのであれば、随意契約理由の正当性に疑問が持たれる。随意契約の理由の見直しを行い、随意契約理由の内容が適切であるかの検討を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	R5年度の当該委託業務の契約にあたり、随意契約理由を見直して実施した。	岐阜土木事務所
4	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	業者から提出された延長申請書の記載を確認し、正しく修正させるべきである。 【改善報告】 監査人からの指摘を受け、岐阜土木事務所においては、業者から提出される申請書類等契約書類の年・日付に誤りがないか、十分に留意するよう職員に周知し、改善を図ったとのことであり、改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】 業者からの提出書面について、記載内容を確認するよう周知済み。	岐阜土木事務所
5	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	河川の不法な工作物の設置については、設置者を確認の上、法令に基づいた適切な対応をすべきである。	措置済	令和5年度	指摘の不法な工作物については、令和5年3月1日に設置者に速やかに撤去するよう行政指導を行い、同5月4日までに撤去完了を確認済。 今後も不法な工作物を確認した際には法令に基づき撤去を求める等適切に対応する。	岐阜土木事務所
6	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。	措置済	令和6年度	河川課に対し正確な報告を行っている。 毎月、河川課等本庁主務課に「施設管理業務課題事項表」により進捗状況等を報告している。(別添、「施設管理業務課題事項表」参照)	岐阜土木事務所
7	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	未登記土地解消に向けての処理が進んでいるとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている。 未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	用地課 岐阜土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
8	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	売買契約書等の原因証書が存在しない件については、所有権を取得できていない可能性がある。その場合、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。 この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの権利取得を検討すべきである。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	岐阜土木事務所
9	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	登記に必要な手続を検討することそのものは誤りではないが、登記の前提としての権利取得が認められなければ、所有権移転登記手続を行うことが出来ないのであり、登記の手続のみの検討では不十分である。 未登記土地問題は、権利取得の有無から検討することが望ましく、所有権移転登記手続が困難な状況があるのであれば、発災時において、未登記土地がどのような障害となり得るかを検討し、実質的な対処方法を検討することが有意義であると考える。 現在の未登記土地が実際の土地上のどの位置にあるのかといった可視化も含めて、より有効的な未登記土地への対処方法を、司法書士・弁護士といった法的専門家も交えて対応を検討することが望ましい。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	岐阜土木事務所
10	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	過去の公共用地取得台帳で未登記のものについては、調査を委託する前に、登記が未登記のままかどうかについて事前に確認した上で発注すべきである。	措置済	令和5年度	R5年度は発注しない見込みであるが、今後は未登記調査を委託する場合は、指摘のとおり、登記状況を事前に確認したうえで発注する。	岐阜土木事務所
11	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内各市町について未登記土地の情報の提供を行った。受け取りを拒否された自治体もあった。	岐阜土木事務所
12	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	砂防指定地内において許可基準を超える石積みを行った違反事案については、当初の行政指導から5年に亘り状況の変化がなく、直近の数年間は業者との協議も行われていない。指導対象業者が解散や死亡等により存在しなくなることも考えれば、行政処分も含めて今後の違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定めるべきである。	実施中		行為者は、休眠会社としてみなし解散の登記がされた清算法人であり、同日より行政指導及び行政処分の名宛人とすべき者が事実上存在していないこと、現時点の石積みの構造から崩落等の蓋然性を認めることができず、かつ周辺に人家等もないことから、定期的に現地調査を行い、その結果を隣接土地所有者と共有した上で、経過観察を行っている。	岐阜土木事務所
					実施中			砂防課
13	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	水防計画の内容を確認すると共に、計画に従った資材の保管を行うか、又は、現状において保管されておらず不必要な資器材が記載されているのであれば、水防計画を訂正すべきである。	実施中		水防資器材の現有量が水防計画に正しく反映されているか確認・調査を実施中。	河川課
					措置済	令和5年度	保管状況を確認したので、水防計画を訂正した。適切な資器材の備蓄に努めるとともに、水防計画の訂正を行っていく。	岐阜土木事務所
14	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	水防実施概要報告書は、水防活動の際の活動内容を報告する重要な報告書であり、実施状況を記録し報告責任者を明確にする意味でも、報告者を記載すべきである。 従事者氏名欄については、必ずしも従者者自らが記載することが明確ではなく、班長の出動がない場合でも、報告責任者が分かるように、書式を見直し、報告者欄等を訂正すべきである。	措置済	令和5年度	班長の出勤がない場合でも、報告責任者が分かるように、書式を見直した。	岐阜土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
15	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	後日誤りに気付いて訂正を行っていること自体に問題はないが、3か月に亘り誤った記載方法となったのは十分な引き継ぎを行わなかったことが原因と考えられる。金銭管理は例え少額であっても重要であり、引継書の確認等を徹底して誤りのない事務処理の引き継ぎを行うのが望ましい。	措置済	令和5年度	現金出納簿の記入方法について、出納管理課からの記載例を引継書に添付する。実際に記入する際は、複数の職員で記載例のとおりに記入されているか再確認する。	岐阜土木事務所
16	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	衛星携帯電話は、1台20万円以上する重要な備品であり、その使用管理は正確に確認する必要がある。現在は公用携帯電話の管理に関する要領が廃止されたこともあり、衛星携帯電話については管理簿が存在しない状況であるが、衛星携帯電話に限り、誰が何時持ち出したかなどを明確にする為に管理簿等を整え、管理するのが望ましい。	措置済	令和5年度	衛星携帯電話を使用する際、使用簿を設置し電話機の持ち出し先などの状況を確認できるようにした。	岐阜土木事務所
17	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	5 岐阜土木事務所	災害により法面が崩れた川の周囲は更なる法面の崩壊等の恐れもあり、崩壊場所に不用意に近づいた者が、更なる崩壊等による危険に巻き込まれる可能性がある。特に、当該工事のように、災害により崩壊した後、復旧工事までに時間が必要とされる場合には、その間に地理的状況を知らない者が近づく可能性がある。その為、請負業者に対して崩壊場所があることなどが周囲から分かるように立て看板を置くなどの注意喚起を徹底させることが望ましい。	措置済	令和5年度	一般の人が危険個所に近づけないように、ロープ締め切り措置を11月に実施した。	岐阜土木事務所
18	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	岐阜農林事務所の対応として、危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	既に情報提供等の連携を図っているが、関係市町村と対策に向けた協議を実施し、周知徹底を図った。	岐阜農林事務所
19	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、岐阜農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	岐阜農林事務所
20	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。	措置済	令和6年度	令和5年度からの点検業務においては、契約時に調査者に対して判断基準の周知を徹底するとともに、最終的な評価については、課長、係長及び担当者の複数人によるレビューを通して判定を行うこととした。	岐阜農林事務所
21	意見	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	積極的な落札意思なしと評価されたことについて、岐阜県建設コンサルタンツ協会及び岐阜県測量設計業協会の要望活動対応の機会に意見交換を行い、その理由を分析した。今後は、個々の件について一般競争入札の採用を検討しつつ、早期発注及び発注の分散に努める。	岐阜農林事務所
22	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	発注時に積算入力をミスをした結果、処分費用を含めないまま工事発注を行ったことことは、単純な積算入力の誤りであり、正確に入力すべきである。特に委託費を支払って作成した数量計算書がありながら、発注時の積算入力ミスにより増額となっているのは、外部業者に委託した価値を損ねる結果であり、本来的に必要な支出項目とはいえ、増額となることは望ましくはない。転記の誤りが発生しないよう、検算の徹底などの再発防止策を確認し、同様の誤りが発生しないように注意すべきである。	措置済	令和5年度	検算者以外に積算を確認する担当を事務分掌で指定し、同様の誤りが発生しないよう徹底した。	岐阜農林事務所
23	指摘	第4章／第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	6 岐阜農林事務所	岐阜農林事務所では、毎年、交通事故が発生しており定期監査における監査人からの指摘を受けても、事故の発生が続いている。発生内容を見る限り、運転者の注意によって防げる事故が多く、職員における注意喚起が徹底していないと思われる為、今後一層の注意を行うべきである。	措置済	令和5年度	交通事故を起こした職員に対し、厳重に注意をするとともに、余裕をもった運転をすることや後進時の死角の注意、同乗者の目視による確認をすることを指導した。 また、毎月開催の所内会議において交通安全研修を持ち回りで実施し、毎週の課長会議においても繰り返し注意喚起を行うことで、交通安全・交通事故防止に一層努めるよう職員の意識向上を図った。 今後も継続的に注意喚起を行い、職員の健康管理にも配慮しながら交通事故防止を徹底する。	岐阜農林事務所
24	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	発災時における緊急状況下において、職員が、迅速かつ機能的に備蓄品・資機材等を使用・運用するためには、備蓄品等を、可能な限り一か所(又はそれぞれ近接した場所)にまとめた上で、物品を整序して保管・管理することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和5年秋に備蓄品・資機材等の多くを庁舎4階大会議室及び近接倉庫に可能な限りまとめて保管した。一部資機材が分散保管されているため、これらについても継続して倉庫内の整理を行い、物品を整序しての保管・管理を進める。	西濃県事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
25	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	災害備蓄食料のみならず、備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。 また、備蓄品の保管場所には限りがあることから、保存期間経過後の備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合には、その保管方法（飲料水との明確な分別、保管量及び保管期間）等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。	措置済	令和7年度	更新時期を控えていた備蓄食料及び備蓄用飲料水については、令和6年度に県防災課主催の「ぎふ結のもり防災教育フェア」における炊き出しに活用するため、全量を拠出した。 また、保存期間経過後の備蓄用飲料水については、令和6年度中に庁舎内で全量を消費した。 以上のことから、更新時期間近の備蓄食料及び備蓄用飲料水並びに保存期間経過後の備蓄用飲料水について、いずれも現在では保管していない。 なお、今後は、備蓄用食料及び備蓄用飲料水が更新時期を迎える前に、防災イベントへの活用又はフードバンク等への寄附を行うなど適正に管理し、保存期間経過後の備蓄用飲料水を保管しないこととするため、保管時の分別に係る指針を定めることはしない。	西濃県事務所
26	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	発災時の限られた人員体制を想定すれば、年1回の作動チェック時に担当外職員も同席させ、同機材の作動方法及びマニュアルの周知を図る等して、同機材を扱える職員の増加を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年5月10日に保守管理業者を招き、所内職員4名（防災担当を除く）に対し衛星可搬局操作説明会を屋外で実施。実際に機器を操作して手順を確認するなど実践的な学びの場を設けた。令和6年度以降も同様の説明会を実施し、機材を扱える職員数を担保していく。	西濃県事務所
27	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	西濃総合庁舎がある場所は、下図1のとおり、計画規模降雨（L1）に伴う洪水による浸水において0.5～3.0mの浸水が想定され、下図2のとおり、想定最大規模降雨（L2）に伴う洪水による浸水においては3.0～5.0mの浸水が、72～168時間にわたって継続的に生じる危険性が認められる地区である。 そのため、発災（水害）の際には、西濃総合庁舎敷地内における上記保管場所C、D及びEに置かれた備蓄品等は、いずれも浸水被害により使用不能に陥る危険性が十分にある。特に、災害時において情報通信システムの構築を担う、中・小容量衛星可搬局（高額な資機材）が浸水により使用不能に至れば、その影響は甚大なものと想定される。 したがって、発災時において緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄体制の整備を図る必要性から、西濃総合庁舎における備蓄品等については、少なくとも計画規模降雨に伴う洪水において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年5月に中・小容量衛星可搬局を庁舎5階5－1倉庫に保管場所を移している。その他の備蓄品等の保管場所についても、感染症対応関連備品の在庫状況を見極めながら庁舎内に保管場所を移したり、ラック等を設置する等により、適正な保管に努める。	西濃県事務所
28	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。	措置済	令和5年度	防災課が管理するリストと異なる名称・数量で管理していた品目については、令和5年5月に実際の備品保管状況と防災課が管理するリストと整合性があることを確認し、当所の備品管理リストを防災課のリストに合わせる形で名称・数量を修正した。	西濃県事務所
29	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	工事の入札の辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	辞退の理由を事業者に聞いたところ、「技術者等の配置困難」、「他に受注したい案件がある」、「手持ち業務量との兼ね合い」といった意見であった。このため、債務負担行為の活用による施工時期の平準化、フレックス工期の活用による技術者の効率的配置などの従前の施策をきめ細かく実施していく。	大垣土木事務所
30	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	同額での入札の理由を事業者に聞いたところ、「他に受注したい案件がある」、「手持ち業務量との兼ね合い」、「技術者等の配置困難」といった意見であった。このため、一般競争入札（総合評価方式）の更なる活用による競争性の確保のほか、引き続き債務負担行為等の活用による施工時期の平準化等の施策をきめ細かく実施していく。	大垣土木事務所
31	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	落札者と契約締結に至った後に、失格者からの問合せを契機として、入札を失格とする失格判断基準価格の算定に誤りがあることが判明し、工事中止及び同落札者との契約解除に至った事実は、既に道路維持課監督のもと、協議・対応及び再発防止策がとられ、公表するに至っているため、本報告書においては指摘とはしないが、再発防止策に記載されているとおり、失格判断基準価格の算出方法に関する研修等及び複数人での算出結果確認作業を実行し、入札無効・契約解除による工期遅延等を回避するよう徹底されることが望ましい。	措置済	令和5年度	本事案の再発防止策として、基準価格等の算出は事業担当係長が適切に実施し、基準価格等の算出確認は事業担当課長、副所長（技術）、契約係長で実施することを引き続き徹底していく。	大垣土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
32	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	舗装面積及び側溝延長の距離等については、事前の周到な現地調査や測量を行えば、容易に判明し得る事実と考えられる。 なお、同事案については契約金額の減額変更ではあるが、増額のみならず減額であっても、安易な事後的変更を許さず、その理由につき、「真にやむ得ないものに限る」とする上記要領の趣旨は当然に及ぶ。 したがって、設計書の作成に当たっては、周到な調査や測量を行い、上記要領の趣旨・運用を徹底すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度からは、事前の周到な現地調査や測量を行って当初設計書を作成するとともに、設計変更においては、建設工事変更事務処理要領に基づき、真にやむを得ないものに限り対応する。 上記の対応に向けた職場内研修を実施して、事務所職員への周知徹底を図る。	大垣土木事務所
33	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	道路パトロールで見つかった問題事項のうち処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	大垣土木事務所
34	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を同システムに記録することで、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	・河川パトロールシステムについて、R5年度より河川巡視の結果・異常個所は、巡視からその後の対応まで一元的に管理できるようにシステム変更されたことから、異常個所について、逐次、措置状況を入力し、進捗管理をしているところである。	大垣土木事務所
35	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	砂防指定地等の日々の監視は、違法・危険な状態を早期に把握するために実施するものであり、防災の観点から重要な業務である。 したがって、獣害対策ネット設置等の理由により進入・調査不能な砂防指定地等については、他の係とも情報共有を図り、別ルートで一般車両の進入が可能な場合は、監視を実施すべきである。	措置済	令和5年度	・砂防監視業務において、進入・調査不可であった箇所は、市町や森林組合等の関係機関に進入方法を確認し、全て、巡視を実施済み。今後も関係機関の協力を得て実施していく。	大垣土木事務所
36	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	大垣土木事務所
37	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和6年度	未登記案件について台帳の整理を行い、令和5年11月～12月にかけて、関係市町に直接情報提供を行った。	大垣土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
38	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、大垣土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡までの約13年間にもわたり、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけではなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、西濃農林事務所及び海津市等の関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい（仮に、平成20年1月29日時点で行政代執行を検討した事実があるならば、同事案の概要をまとめた「砂防指定地内等違反行為報告書」及び「海津市の不適正事案について」等の公文書に、その意思決定過程及び結果を正確に記載し、事後的に検証できるようにするべきである。岐阜県公文書規程第3条第2項、第3条の2第1項第3号）。 そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。 なお、直近においては、兵庫県と神戸市が共同して、砂防法に基づく「砂防指定地管理条例」（県所管）及び「宅地造成等規制法」（神戸市所管）に基づく許可を受けずに実施した違法盛土行為者に対して、令和4年10月26日より、行政代執行（土砂流出予防工事）に着手したという事例がある。	措置済	令和6年度	本件不適正事案によって大規模土砂災害が発生する危険性は少ないため、行政代執行は行わない方針を、平成20年1月28日までに決定した事実があった。 これを受け、令和5年8月、大垣土木事務所から県庁砂防課への定期報告文書である「砂防指定地内等違反行為報告書」に、当該事実についても記載した。 関係機関とは、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて、令和6年3月にメールにて情報共有を行った。 また、毎年4月に開催される全土木事務所対象の担当者会議において、「砂防法関連に係る違反行為の処理マニュアル」について周知・説明がなされており、行政代執行についても理解を深めている。	大垣土木事務所
					措置済	令和6年度		西濃農林事務所
39	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	建設業者が砂防指定地、かつ、農地である場所に土砂を搬入し、無許可で盛土等を行ったという不適正事案は、平成19年から現在に至るまで積み残された課題であることから、前記の未登記問題と同様に、毎年度の重点事項及び課題等として定期監査資料に記載し、その経過・進捗状況も含めて毎年監査を及ぼすことが望ましい。 なお、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」、令和4年法律第55号、令和4年5月27日公布）が、令和5年5月26日から施行される。同法は、静岡県熱海市の大規模な盛土崩落・土石流災害等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等行為者の責任のみならず、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化されている。 したがって、盛土行為者が既に死亡している同不適正事案については、同法施行後、同法に基づき、土地所有者に対して土砂撤去等、その責務を果たすよう働きかけを行うことになろう。	措置済	令和6年度	令和5年度の定期監査資料において、「第3 事務事業執行状況」の、「1 重点事項及び課題等」の「（1）重点事項」として、本件不適正事案への対応を記載した。	大垣土木事務所
					措置済	令和6年度	令和5年度定期監査資料の「重点事項及び課題等」に、土地所有者に対して指導を継続的に行う旨を記載した。	西濃農林事務所
40	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和6年度	不要なボーリングコア箱の仕分けを行い、令和5年12月に約200箱を廃棄処分した。 今後も保存期間が経過したものについて、定期的に処分を行う。	大垣土木事務所
41	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	大垣土木事務所においては、西濃県事務所の備蓄する防災資機材等が、十分な保管場所がなく点在していること（5 西濃県事務所、（1）物品管理において既述）にも鑑みれば、ボーリングコア箱等の適切な処分を推進し、多量に保管されている同コア箱等の保管場所を空け、同場所を防災資機材の倉庫として効率的に運用するという方法を、西濃県事務所と協議・検討することが望ましい。	措置済	令和6年度	No40の回答のとおり、不要なボーリングコア箱の処分を行い、約5立米のスペースを空けた。 上記をふまえ、西濃県事務所と倉庫の運用方法について協議し、引き続き割り当てられた場所を継続的に整理整頓し、効率的な保管・管理を行うこととした。	大垣土木事務所
					措置済	令和6年度	大垣土木事務所において不要物品の処分を行ったが、防災資機材を集約できるほどのスペースを確保するには至らなかった。また、当所においてもNo.24のとおり点在して保管していた状況を一定程度改善したところ。このことから、改めて大垣土木事務所と協議し、引き続き割り当てられた倉庫を継続的に整理整頓し、効率的な保管・管理を行うこととした。	西濃県事務所
42	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	大垣サテライト拠点の物品について、発災時のために、常日頃から物品の個数等は正確に把握・管理すべきである。	措置済	令和5年度	・出水期前の5月17日に、大垣土木事務所と西濃建設業協会の両者が立ち会いの上、備蓄倉庫内の物品配置図により、配置位置、個数等の2重チェックを実施した。 ・次回点検は11月初旬に実施予定である。	大垣土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
43	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	時間外勤務については、特定の月に一部の職員で時間外が多い状況が確認されたことから、事務所内において業務の平準化を図るなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	時間外勤務が特定の職員に偏る場合は、担当業務を他の職員に割り振り業務の平準化を図るとともに、状況に応じ短期の会計年度任用職員（事務補助）を雇用する等、負担の軽減を図っている。	大垣土木事務所
					措置済	令和5年度		建設政策課
44	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 大垣土木事務所	道路、橋梁、河川及び砂防等の事業は、いずれも防災の観点から必要不可欠であり、かつ、専門性を有する事業である。そして、発災・災害復旧の際には、人員及び知識・経験不足の問題は、深刻で危機的な状況をもたらす。 したがって、今後の行政運営に支障を来すことがないよう、関係部署間において十分に情報共有・協議を図り、外部委託のみならず、次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。	措置済	令和5年度	土木系職員について、中長期的に安定した職員数を確保できるよう、複数年度による採用の平準化を行うほか、採用試験の見直しによる受験しやすい環境の整備や、大学、高専及び高校へ直接訪問し広報活動や業務説明会を実施するなど、職員の積極的な確保に努めている。 また、専門的な知識や技能の習得に向け、新規採用職員や中堅職員など階層別の技術研修、道路・河川・砂防等の各部門における専門研修を行うなど、職員の人材育成に取り組んでいる。 引き続き、関係部局間で連携を図り、今後の行政運営に支障が生じないよう必要な取組みを進めていく。	大垣土木事務所
					措置済	令和5年度		建設政策課
					措置済	令和5年度		人事課
45	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	工事の入札について、辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	災害復旧事業のため急を要すること、農繁期を考慮した工事スケジュールであることなど制約のある中で、工事の集中により技術者の確保が困難であることが要因の一つであると思われるため、早期発注及び発注の分散に努める。	西濃農林事務所
46	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札方法等についての制度を所管する関係部署も含めて、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和5年度	積極的な落札意思なしと評価されたことについて、岐阜県建設コンサルタンツ協会及び岐阜県測量設計業協会の要望活動対応の機会に意見交換を行った。今後は、個々の案件について一般競争入札の採用を検討しつつ、早期発注及び発注の分散に努める。	西濃農林事務所
47	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	工期変更（延長）の理由につき、事後的な検証が可能になるよう、その具体的な理由については、口頭報告だけではなく、上記手引きに従い、交渉経緯報告書等の資料を添付すべきである。	措置済	令和5年度	「不測の日数を要したことにより工期延長をする場合は、疎明資料を添付すること」を、年度当初の係長会議及び当該会議資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、現在工事中のR4繰越工事及びR5発注工事において、該当する事例はない。	西濃農林事務所
48	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	運搬路である林道の幅員については、現地調査を行えば容易に判明し得る。 したがって、設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきであり、安易に前例を踏襲すべきではない。 ただし、今回の工事の途中、危険性を把握した時点で、安全性の観点から、西濃農林事務所の指示により積極的に工事内容を変更した経緯については、十分に評価できるものであるため、その旨付言しておく。	措置済	令和5年度	「実施設計時に現地にて設計図面の照査を行い、現場条件や施工方法を確認すること」を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。	西濃農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
49	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	盛土の存在・危険性・搬出の必要性については、現地調査を行えば容易に判明し得る。 したがって、設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきであり、安易に前例を踏襲すべきではない。 ただし、今回の工事着工に際して、盛土の存在・危険性を把握した時点で、安全性の観点から、西濃農林事務所の指示により積極的に工事内容を変更した経緯については、十分に評価できるものであるため、その旨付言しておく。	措置済	令和5年度	「盛土が存在する場合は、実施設計時に現場調査を実施し、適切な対策を講じること」を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、今年度発注した工事において、該当する事例はない。	西濃農林事務所
50	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。 したがって、職員・ため池等管理専門職を問わず、ため池巡回パトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。	措置済	令和5年度	点検記録表をマニュアルに従い適切に作成するよう改善した。また、引き続き、異常の有無については記録簿のチェック欄に明示し、異常があった場合は、その内容を記載するようにしている。	西濃農林事務所
51	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。 したがって、樹木等の繁茂等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、パトロールを実施可能な環境を整備し、これを実施すべきである。	措置済	令和5年度	通行不可等の理由により確認不可であったため池については、令和4年度中にため池管理者、市等と協議・調整した上でため池の点検パトロールを実施し、各ため池の状態について記録を残した。	西濃農林事務所
52	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	治山施設台帳は、各治山施設の基礎情報を把握するものであり、施設管理上の根幹をなすものである。 したがって、その情報が更新された場合には、事後的に更新内容の詳細を確認・聴取・検証できるよう、更新者名を入力すべきである。 【改善報告】 更新者の欄に入力ができない理由が、システム上の不具合にあることが分かり、令和5年1月 24 日に、同不具合が解消されたため、改善報告とする。	措置済	令和5年度	【改善報告済み】 包括外部監査報告書において、改善報告として「更新者の欄に入力ができない理由が、システム上の不具合にあることが分かり、令和5年1月 24 日に、同不具合が解消されたため、改善報告とする。」との記載がされている。	西濃農林事務所
					措置済	令和5年度	【改善報告済み】 システムの不具合によるもの。改修済み。	森林保全課
53	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	治山施設の修繕等を含む事業の優先順位付けについては、県全体において客観的・統一的な指標に基づき行われることが望ましい。西濃農林事務所の独自運用における上記①～⑩の指標が有益的であれば、森林保全課との間で情報共有を図り、これを基に県全体における指標を策定することも考えられよう。 また、市町の治山事業要望を受けて、現地視察を行った結果については、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針(案)に基づく定期点検とは異なるものの、日常点検の一環として、その結果を県の「個別施設計画整理表」にも反映させる方法で、情報の共有・連携・統合を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	全県下統一的な対応が必要なため、森林保全課において対応。 ただし、後段部分について、「市町の要望を受けて現地視察を行った場合は、①写真を含めその結果をクラウドストレージシステムに保存し、課内で情報の共有を図ること、②治山GIS上で個別施設計画整理表を年1回更新し、森林保全課と情報の共有を図ること」を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、今年度の当該現地視察はまだ実施していない。	西濃農林事務所
					措置済	令和7年度	客観的・統一的な判断手法について、担当者会議や技術検討会等にて検討を継続する。 既存施設の定期点検以外での現地確認結果については、状況写真のGIS保存を徹底するよう会議等で伝達した。また、個別施設計画の有無にかかわらず、必要に応じて修繕対策を検討し、計画ヒアリングにおいて実施の判断をすることとした。	森林保全課
54	指摘	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	採取・提出されたボーリングコア箱等については、通知内容に従い、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間は保存すべきである。	措置済	令和5年度	「コア箱等については、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間保存すること」を、年度当初の係長会議及び当該資料の課内回覧により担当者に周知した。 なお、今年度完了した工事において、該当する事例はない。	西濃農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
55	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	時間外勤務については、特定の月に一部の職員で時間外勤務が多い状況が確認されたことから、事務所内において業務の平準化をはかるなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	農地防災対策室の業務量は被災状況の影響を受けるが、引き続きPCログ情報と併せて、職員の業務内容や時間外勤務の状況を詳細に把握し、必要に応じて業務の見直しや平準化を図るなど、特定の職員に負担が集中することがないよう、管理職員による適切な組織運営の実施に努めていく。	西濃農林事務所
					措置済	令和5年度	農地防災対策室の業務量は被災状況の影響を受けるが、引き続きPCログ情報と併せて、職員の業務内容や時間外勤務の状況を詳細に把握し、必要に応じて業務の見直しや平準化を図るなど、特定の職員に負担が集中することがないよう、管理職員による適切な組織運営の実施に努めていく。	農地整備課
					措置済	令和5年度	引き続きPCログ情報と併せて、職員の業務内容や時間外勤務の状況を詳細に把握し、必要に応じて業務の見直しや平準化を図るなど、特定の職員に負担が集中することがないよう、管理職員による適切な組織運営の実施に努めていく。	林政課
56	意見	第4章／第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	6 西濃農林事務所	ため池事業や治山事業は、いずれも防災の観点から必要不可欠であり、かつ、専門性を有する事業である。そして、発災・災害復旧の際には、人員及び知識・経験不足の問題は、深刻で危機的な状況をもたらす。 したがって、今後の行政運営に支障を来すことがないよう、関係部署間において十分に情報共有・協議を図り、外部委託のみならず、次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。	措置済	令和5年度	農業・林業系職員について、中長期的に安定した職員数を確保できるよう、複数年度による採用の平準化を行うほか、採用試験の見直しにより受験しやすい環境を整えるなど、積極的な確保に努めている。 また、専門的な知識や技能を習得するため、ため池事業や治山事業に関する研修を行うなど、職員の人材育成に取り組んでいる。 引き続き、関係部局間で連携を図り、今後の行政運営に支障が生じないよう必要な取組みを進めていく。	西濃農林事務所
					措置済	令和5年度		農地整備課
					措置済	令和5年度		林政課
					措置済	令和5年度		人事課
57	意見	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	4 揖斐総合庁舎	備蓄品が複数の離れた場所に分散して保管されている状態であるが、備蓄品は災害時にすぐに利用する可能性があるため、担当者以外の者においても所在を容易に把握できるようにする必要がある。 そのため、備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にならざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。	措置済	令和8年度	庁舎の空きスペース（旧食堂厨房）を新たな防災備蓄倉庫とし、令和8年6月に備蓄品を一か所に備蓄した。	揖斐県事務所
58	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	4 揖斐総合庁舎	備蓄品であるガソリンについて、使用量の記録は正確に行うべきである。	措置済	令和5年度	ガソリンの使用量について、箱数ではなく缶数単位で記録することにした。	揖斐県事務所
59	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	4 揖斐総合庁舎	確率は極めて低いものの、L2の降雨があった場合、庁舎一階の倉庫や、庁舎外の地面と同じ高さにある倉庫には浸水が想定されることから、これらの場所に防災備蓄品を保管することは避けるべきである。	措置済	令和8年度	浸水の影響を受けない庁舎の空きスペース（旧食堂厨房）を新たな防災備蓄倉庫とし、令和8年6月に備蓄品を一か所に備蓄した。	揖斐県事務所
60	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	建設工事変更事務処理要領に従い、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続をとるべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-10-A01-4-2号については、令和4年1月12日、3月14日付けにて契約変更の手続きを行った。 今後、指摘以外の工事についても建設工事変更事務処理要領に基づき、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続きを行っていく。	揖斐土木事務所
61	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	建設工事変更事務処理要領第2が、「設計変更は真にやむを得ないものに限」るとしていることからすれば、上記のような事実関係において、「設計図書に誤謬、脱漏がある場合」に該当するとして直ちに契約変更が許されてよいかについては疑問がある。 仮に設計変更が許されるとしても、設計図書の内容が不正確であると、業者が受注時に工事の全容を正確に把握することができず、そのことが受注を検討するか否かの判断に影響を及ぼす可能性があることから、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に作成すべきである。	措置済	令和6年度	第建工43-A01-67-2号については、設計図書の作成にあたり現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上し、令和4年4月26日、8月22日付けにて契約変更を行い令和4年9月7日にて完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
62	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	法面保護コンクリートの施工のためには路盤工までの施工が必要であることは予め分かっているべきことであるにも関わらず、契約変更の理由は、建設工事変更事務処理要領第4の「(1)発注後に発生した外的条件によるもの」のうち、「カ その他やむを得ない外的条件による場合」とされている。このような理由は「発注後に発生した外的条件によるもの」「その他やむを得ない外的条件による場合」にあたらないことは明らかであり、当該場合に該当するものとして契約変更を認めることは適切でない。上記事実関係によれば、他の変更理由(「(3)設計図書の不具合によるもの」の「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」)には該当しうるものと思われる。 変更契約の許否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-31-A01-54-7号の設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択し、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上し、令和4年3月11日付けにて変更契約の手続きを行い、令和4年3月23日に完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択し、その上で契約変更の許否を検討する。また、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所
63	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	減額変更自体は当然行わなければならないものであるが、建設工事変更事務処理要領第2が、「設計変更は真にやむを得ないものに限」るとしていることからすれば、上記のような事実関係において、「その他確認困難な要因、誤測等やむを得ない場合」に該当するとしてよいかについては疑問がある。 上記事実関係によれば、他の変更理由(「(3)設計図書の不具合によるもの」の「ウ 設計図書に誤謬、脱漏がある場合」)には該当しうるものと思われる。 変更契約の許否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-31-A01-54-7号の設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択し、令和4年3月11日付けにて変更契約の手続きを行い、令和4年3月23日に完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計理由については、建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択し、その上で契約変更の許否を検討する。また、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所
64	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	上段の設計変更が許されるとしても、設計図書の内容が不正確であると、業者が受注時に工事の全容を正確に把握することができず、そのことが受注を検討するか否かの判断に影響を及ぼす可能性があることから、設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に作成すべきである。	措置済	令和6年度	第建工R2-31-A01-54-7号の設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上し、令和4年3月11日付けにて変更契約の手続きを行い、令和4年3月23日に完成検査を行った。 今後、指摘以外の工事についても設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に設計図書に計上していく。	揖斐土木事務所
65	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	道路パトロールにより把握された問題辞令のうち処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	岐阜県道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	揖斐土木事務所
66	意見	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	河川施設管理業務専門職による巡視作業において異常箇所があった場合には、その内容を「スマートパトロールシステム」に記録し、その後、全面委託等により対応した場合には、その内容も記録することとした。	揖斐土木事務所
67	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	揖斐土木事務所
68	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	所有者との間で売買契約を締結したのでなければ、そもそも所有権を取得できていないことになる。 売買契約の相手方と再度協議して権利の存否を確認すべきである。その結果、所有権がないことが判明した場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	揖斐土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
69	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	R5年8月に管内町長に対し、「未登記土地の情報提供」として、当所が有している情報を提供した。	揖斐土木事務所
70	意見	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	他の土木事務所と同様に、水防資器材については、実際の発災時に利用可能かどうかも含め、見直しを行い、水防資器材を整理して保管するとともに、水防資器材の配置図や棚札を設置することが望ましい。	措置済	令和6年度	水防資器材の配置図や資器材の配置場所を分かりやすするよう札を設置した。	揖斐土木事務所
71	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	県土整備部技術検査課長発出に係る通知文(平成20年3月12日付け技第919号)において定められた保管期間が経過するまでは、ボーリングコアを保管すべきである。 仮に、そのような取扱いが現物確認の必要性や保管場所の制約などの点において実情に即していない場合には、保管期間に関するルールを変更すべきである。	措置済	令和7年度	ボーリングコア箱等の保存期限につきましては、県土整備部技術検査課長発出に係る通知文において定められており、再発防止するため関係職員に対し周知している。 今後、ご指摘以外の地質調査業務のコア箱等についても、通知文において定められた保存期間を順守する。	揖斐土木事務所
72	意見	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	衛星携帯電話の適切な管理のため、使用簿及び利用手続を定めたマニュアルを作成することが望ましい。	措置済	令和5年度	衛星電話の適切な管理のため、使用簿及び利用手続きを定めたマニュアルを備えた。	揖斐土木事務所
73	意見	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	6 揖斐農林事務所	委託事業に関する入札において、予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和5年度	R5.9.5 入札の方法等(業務の一般競争入札)について、県庁技術検査課へ今回の意見を伝え、情報交換を実施した	揖斐農林事務所
74	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	6 揖斐農林事務所	工事発注に先立って業者に委託した測量設計業務の成果品に誤りがあり設計変更をしたことについて、設計変更が認められるのは「真にやむを得ないものに限られる。」とされていることからすれば、設計図書作成の前提となる委託業務の結果に誤りがないかどうかについては、業者は当然であるが、農林事務所としても、十分に確認すべきである。	措置済	令和5年度	R5.1.10-16 業者における委託成果セルフチェックの手法等資料収集 R5.1.17-18 所内工事関係課(農地整備課・林業課)で今後の対応を検討協議、対応方針をまとめる。 R5.1.19 所内前提への情報共有を図る R5.4.18 所内課長会議にて新任者への対応徹底を図る。 R5.5.17 建設コンサルティング協会要望時に業界側へ対応方針伝達 R5.6.13 測量設計協会要望時に業界側へ対応方針伝達。	揖斐農林事務所
75	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	6 揖斐農林事務所	委託業者に対するペナルティや責任追及の要否の検討、農林事務所の対応の適否の事後的検証などを可能とするため、上記工事に関する業者とのやりとりについては記録化しておくべきである。	措置済	令和5年度	R5.8.1 課長会議において、事案につき共有するとともに、業者とのやり取りについて記録化するよう所内職員に周知徹底した。	揖斐農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
76	指摘	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	6 揖斐農林事務所	上記工事では、結果的に損害は発生していないものの、当該計上漏れによって1,500万円もの増額変更を要しており、「軽微なミスの修正」といえるかどうかには疑問があるが、仮に「軽微なミスの修正」といえるとしても、少なくとも、農林事務所がそのように判断した経過を記録化しておくべきである。	措置済	令和5年度	R5.8.1 課長会議において、事案につき共有するとともに、農林事務所がどのように判断したか、今後同様な案件において活用できるよう経緯を記録に残すように所内職員に周知徹底した。	揖斐農林事務所
77	意見	第4章／第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	6 揖斐農林事務所	監査期間中に発生した揖斐農林事務所管内の町による事件について、刑事手続中の現状においては、必要性のない設計変更が行われたなどの事実が司法（刑事裁判）において認定・確定されたわけではない。 もっとも、仮にそのような事実がある場合には、補助金交付決定の取消し及び補助金の返還につながり得る。 そこで、当該刑事事件の進展を注視するとともに、町に対して照会するなどして、事実関係を把握するよう努めることが望ましい。	措置済	令和5年度	R5.1.17 揖斐川町からの県検査実施状況臨場依頼に基づく対応協力 R5.3.2 農林事務所での課題整理及び対応案1作成 R5.3.3 農林事務所での課題整理及び対応案1内容精査検討 R5.3.7 農林事務所での課題整理及び対応案2本庁相談調整 R5.3.15 揖斐川町総務部長面談、町の対応状況を聞取り R5.3.29 揖斐川町長面談にて農林事務所の対応と町への要請事項を依頼 R5.4.18 所内課長会議にて新任者への対応徹底を図る。 R5.5.10 揖斐川町からの県検査実施状況臨場依頼に基づく対応協力	揖斐農林事務所
78	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 中濃総合庁舎	防災資機材が中濃県事務所内の複数個所に点在しているため、防災資機材の規格や数量だけでなく、中濃県事務所内のどこに保管されているのかの具体的な場所を記載した管理台帳とともに、配置図を策定するのが望ましい。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材の規格、数量を記載した一覧表を策定するとともに、防災資機材の保管場所がわかるよう配置図を策定した。	中濃県事務所
79	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 中濃総合庁舎	発災時には、防災担当職員以外も、防災資機材の利用が必要となることとが想定される。防災担当職員以外が、どこに防災資機材が存在し、何が保管されているかを確認することができるようにするため、中濃総合庁舎の防災倉庫の入り口には、防災資機材が保管されている部屋や防災倉庫であることを示す表札や表示を示すべきである。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材については、機械棟及び公用車車庫に保管されているため、それぞれの場所に保管場所とわかるように表札で示した。	中濃県事務所
80	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 中濃総合庁舎	防災資機材は、発災時の使用が予定されているものの、使用の機会は数年に一度あるかどうかであることから、平時における定期点検が行われないと実際の発災時に利用できない自体につながり得るところである。点検を行うべき物品として保管している以上、定期的な点検を行い、その記録を残すべきである。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材一覧表により、定期的な点検を行い、点検実施日を記録できるように点検簿を作成した。	中濃県事務所
81	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 中濃総合庁舎	防災資機材の数は多数に上る為、通常の業務に支障となるような頻度での点検も、担当職員に対する過度の負担をもたらしかねないため、物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。	措置済	令和5年度	7月3日、防災資機材一覧兼点検簿において、点検は年1回行い、在庫の場所や数量を確認するよう定めた。	中濃県事務所
82	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	指名競争入札において、予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	予定価格と同額の入札理由は、「他に受注したい案件がある」「手持ち業務量との兼ね合い」「技術者等の配置困難」ということであった。そのため、債務負担行為、フレックス工期制度等を活用することにより、更なる施工時期の平準化を図り、技術者の効率的配置ができるように発注業務を進めた。また、業務委託においては、一般競争入札（総合評価方式）による発注を、更に進めた。	美濃土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
83	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度の河川結果一覧から、不法占用や不法投棄などの事案を「違反行為等の問題有」として記載している。 また、令和3年度より導入した「スマートパトロールシステム」を利用することで、システム上に入力した異常個所や処理状況等の情報を、河川課においてもシステム上で閲覧・共有することが可能となっている。	美濃土木事務所
84	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	美濃土木事務所
85	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	現状の未登記土地の情報を市に提供しました。	美濃土木事務所
86	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから一定期間の保管が必要である。またボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であり、同地点における再度の工事等事業の際に有用なものであり、適切に保管することが必要である。そのため、効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。	措置済	令和5年度	平成20年3月12日付け技第919号「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」に基づき、業務完了日の次の年度から起算して5年間を超過したコアはR5年度に一括して処分することとしました。 また、コアの保管場所を庁舎北側車庫に一括して整理保管することとし、成果品名が職員が見やすいようレイアウトするなど確認が容易にできるよう配慮しました。	美濃土木事務所
87	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	保管場所等の確保のために必要であれば、ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和5年度	平成20年3月12日付け技第919号「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」に基づき、業務完了日の次の年度から起算して5年間を超過したコアはR5年度に一括して処分することとしました。 処分は、道路維持修繕業務委託契約の受注者で一括して、適法に処分するよう指示し、処分を終えております。	美濃土木事務所
88	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 美濃土木事務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	令和5年1月に、水防資機材一覧表及び水防倉庫内の配置図を作成し、事務所内に備え置いている。 水防倉庫内の物品について緊急時の利用ができるよう整理を行った。	美濃土木事務所
89	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。評価結果は、施設の修繕の優先順位等を検討するための指標となるものであるから、正確な記録を行うべきである。 岐阜県治山施設個別施設計画作成方針(案)の変更は、個別施設計画の対象に含めるかどうかの判断基準であるところ、再度の検討の結果、個別施設計画の対象から外れたことにより、今後の個別施設計画からは除外されただけであり、施設の異常が無くなったことを意味しない。 正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。	措置済	令和5年度	評価シートに除外規定の項目欄を設けて記載するように改めました。	中濃農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
90	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	中濃農林事務所の対応として、山地災害危険地区の危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	危険地区の治山事業実施について関市、美濃市との連携を深め地域の実情にあった対応を周知徹底した。	中濃農林事務所
91	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	治山工事を実施するには、予算措置の他に、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、中濃農林事務所として長期計画を立てづらい状況があることは一定程度理解できるが、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本において、山地災害箇所の3年以内の着手（着手率100%）を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	中濃農林事務所
92	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	本案件に関する技術検査課の照会に対し、令和5年10月に中濃農林事務所としての意見を回答した。令和5年1月には技術検査課から方針（案）が提示され、今後は一般競争入札の対象の拡大を図るよう検討がすすめられる方針が示された。	中濃農林事務所
93	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	契約の変更には、工期の延長理由が明確になる資料を添付が必要である。当該事例おける変更理由の記載からは、どの程度の時間や時期の制約があるかや、地権者から具体的にどのような要望があるかが分からず、また資料の添付も不十分なため、変更の必要性判断をするに足りる事由が記載されているとは言い難い。 変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に、具体的な記載を求め、また説明資料の添付を求めるべきである。	措置済	令和5年度	工期の延長については現場により様々な理由がありますが、各現場において工期延長の判断を明確にするため、具体的な事由の記載をするように改めました。	中濃農林事務所
94	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	6 中濃農林事務所	治山工事は平坦部ではなく山間部で行うものであるため、一般的な工事と比べると地形的な制約（例：資材・機械置場や搬出入経路の確保）が非常に大きく、地権者と地元の協力なくしては実施できないものであるから、該当事案における変更理由は、当初から予見できないものではなく、地権者の状況については、現地調査及び地権者との協議を行えば容易に判明し得ると考えられる。 建設工事の設計段階において、地権者との協力の要否や地権者との関係での制約の有無などについては、事前に現地調査を含めた必要な調査を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	工事に必要な資材・機械置場、搬入路等の用地については設計段階から検討していますが、急峻な地形等により施工方法が変更となることがあります。今後は詳細に現地検討を行い制約条件の確認を行うようにします。	中濃農林事務所
95	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 郡上総合庁舎	郡上総合庁舎の所在場所の一部は、土砂災害警戒区域内であることから、土砂災害が発生した場合、職員の生命または身体に危害が生ずるおそれがある。このため、土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、支部の移転の時期等についてマニュアルを見直すべきである。	措置済	令和5年度	郡上総合庁舎及び郡上総合庁舎の移転先となる郡上市役所が、土砂災害等の被害によりいずれも施設利用が困難な場合は、郡上市と検討の上、移転先に支部を設置するよう、4月27日に支部移転マニュアルの見直しを行った。	中濃県事務所
96	意見	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 郡上総合庁舎	土砂災害発生時などにおける防災対策がとりうるのかどうかや、事前予防として減災対策がとりうるのかについて、庁舎裏山の現況確認をすることが望ましい。	措置済	令和5年度	土砂災害発生時などにおける防災対策がとりうるのかどうかや、事前予防として減災対策がとりうるのかについて、4月19日に庁舎裏山の現況確認を行った。	中濃県事務所
97	指摘	第4章／第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	4 郡上総合庁舎	発災時には、防災担当職員以外も、防災資機材の利用が必要となることが想定される。防災担当職員以外が、どこに防災資機材が存在し、何が保管されているかを確認することができるようにするため、郡上総合庁舎の防災倉庫の入り口には、防災資機材が保管されている部屋や防災倉庫であることを示す表札の掲示や表示すべきである。	措置済	令和5年度	4月19日、防災資機材については、別棟機械室に保管されているため、保管場所とわかるように表札で示した。	中濃県事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
98	意見	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	指名競争入札の予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	R5年度中に、予定価格と同額での入札が多い業者に対しアンケート調査を実施し、分析を行った。 同額入札の主な理由は「他に受注を狙いたい事業がある」ということであり、発注及び実施時期の平準化への期待が高いため、従来から配慮しているところであるが、より一層の平準化に努めた。 この結果、予定価格と同額の入札率は、4月から6月の第1四半期において、R5の50.0%からR6の19.3%へ減少した。	郡上土木事務所
99	指摘	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	随意契約理由書内の具体的な説明について、適切に記載するべきである。 なお、岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第4項第5号は、岐阜県会計規則第141条1項の見積書の徴収に関する定めであり、随意契約の理由にかかる規定ではない。そのため、随意契約ができることの理由として記載される事項ではない。 さらに付言すると、「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」や「当該業務に精通していること」等の理由で契約者を限定することは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号は想定していないため、随意契約ができる場合の理由にはならない(同法2号にもあたらない)。 「競争入札に付することが不利と認められるとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)であれば、「不利となること」の具体的な説明が必要であり、具体的には、積算書や設計書等から、競争入札に付すほうが随意契約によるよりも経費や納期・工期で不利となることが認められることが必要となる。 「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」(同法第1項7号)であれば、複数見積もりや市場調査による「有利な価格」であることの説明が必要である。 本件について随意契約理由書内の記載を踏まえると、「競争入札に付することが不利と認められるとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)にはあたりうると考えられるが、その場合には理由書には工期などの不利益性について記載することが求められる。	措置済	令和5年度	今年度該当事案はないが、随意契約理由書の作成に際しては、引き続き地方自治法施行令、県会計規則等の趣旨に則って随意契約ができる理由として適切であるかどうかを精査し、記載することとしている。	郡上土木事務所
100	意見	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	水防倉庫については、保管されている水防資器材が実際の発災時に利用可能となるかどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、倉庫内の物品整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	水防資器材については、郡上市に照会のうえ見直しを行うとともに、それにあわせ配置図を作成済みである(R5.3)。 今後も発災時に水防資器材に速やかにアクセス出来るよう、物品の整理を行うとともに、レイアウト等の変更があれば随時、配置図の更新を行うこととしている。	郡上土木事務所
101	意見	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから同地点における再度の工事等事業の際に有用なものであり、適切に保管することが必要である。そのため、効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。	措置済	令和5年度	効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図を整備した(R5.8)。	郡上土木事務所
102	指摘	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	ボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であることからすると、その取得に高額な費用を投じている物品である。庁舎内の保管スペースに限りがあることは理解するが、喪失自体が大きな財産的損害となりかねないものであり、盗取等の喪失リスクを勘案し、保管場所及び保管方法の配慮が必要である。したがって、外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。	措置済	令和5年度	保管場所及び保管方法に配慮し、鍵付きの外部者が容易にアクセスできない場所にボーリング資材を保管した(R5. 8)。	郡上土木事務所
103	指摘	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	郡上市と岐阜県(郡上土木事務所)とのフォークリフトの利用にかかる契約であるから、当該契約上の第三者である除排雪業務を受託した業者が、郡上市のフォークリフトを利用することは、「賃貸借単価契約第1条の2」で禁止されている無断転貸に該当することとなる。そのため、「岐阜県(郡上土木事務所)と郡上市との間の賃貸借単価契約書」の第2条について、「指定された者」に対する転貸を許容する条項であると解するとしても、少なくとも、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」(情報を伝えること)することが必要となる。 したがって、実情と異なるのであれば、契約書の条項を修正するべきであるし、少なくとも現行の契約内容に従えば、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」(情報を伝えること)するべきである。	措置済	令和6年度	R5年度の契約書に、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者を追記した。	郡上土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
104	指摘	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	郡上土木事務所
105	指摘	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 郡上土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	現状の未登記土地の情報を郡上市に提供した(R5.8)。	郡上土木事務所
106	意見	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	6 郡上農林事務所	指名競争入札の予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	積極的な落札意思なしと評価されたことについて、令和6年7月に実施された岐阜県測量設計業協会による要望活動の際に意見交換を行った。今後は、個々の案件について一般競争入札の採用を検討しつつ、早期発注及び発注の分散に努める。	郡上農林事務所
107	指摘	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	6 郡上農林事務所	治山施設点検シートにつき、総合判定を行った場合には、判定結果の記載をシート上に正しく反映させるべきである。	措置済	令和5年度	記載漏れが生じないように係内で周知し、判定結果の記載をシート上に反映済である。	郡上農林事務所
108	意見	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	6 郡上農林事務所	郡上農林事務所の対応として、危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	郡上市に対し、連携会議での周知とともに現地の合同確認などにより、情報提供以上の調整を行っており、この結果、危険度Aの着手率は78.9%と県平均77.3%より高い状況である。	郡上農林事務所
109	意見	第4章／第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	6 郡上農林事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、郡上農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理しており、ご意見にある「中長期計画」に対しては、進捗状況からも対応できていると考えている。	郡上農林事務所
110	指摘	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	4 可茂総合庁舎	可茂総合庁舎がある場所は、上図1のとおり、計画規模降雨(L1)に伴う洪水による浸水において0.5～3.0mの浸水が想定され、上図2のとおり、想定最大規模降雨(L2)に伴う洪水による浸水においては5.0～10.0mの浸水が、12～24時間にわたって継続的に生じる危険性が認められる地区である。 そのため、発災(水害)の際には、可茂総合庁舎敷地内における上記保管場所に置かれた備蓄品等は、いずれも浸水被害により使用不能に陥る危険性が十分にある。 したがって、発災時において緊急に必要となる物資、備蓄品の流通備蓄体制の整備を図る必要性から、可茂総合庁舎における備蓄品等については、少なくともL1計画規模において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。	措置済	令和5年度	・一部の備蓄品(パーテーション等)が1階の倉庫に保管されており、浸水時に当該備蓄品が使用不可能になる危険性があるため、4階の防災倉庫及びその他の倉庫に当該備蓄品を移動させた。 ・防災倉庫及びその他倉庫に収納する備蓄品については、保管場所を明確にすべく見取り図を別紙のとおり作成した。	可茂県事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
111	指摘	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	4 可茂総合庁舎	防災備品である寝袋がその使用目的に従って利用できる状態を保つために、カビが発生しないよう保管場所の通気性を保つなど、適切に管理すべきである。	措置済	令和5年度	・天気の良い日を選んで防災倉庫等の窓を開け、換気を行い、湿気を室内にこもらせないようにする。(梅雨の時期は週1回、乾燥期は月2回を目途。) ・梅雨が長引き、防災室等の湿気が抜けない場合は、乾燥剤等の設置を行う等の対策を講じる。 ・防災倉庫に出入りする際にはカビの発生源となる埃が室内にたまっていないかチェックし、掃除を行う。	可茂県事務所
112	意見	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	4 可茂総合庁舎	各防災倉庫の目立つ場所に、備蓄品の配置場所が分かる見取り図を配置するのが望ましい。	措置済	令和5年度	・見取り図を作成し、一番人目に付く防災室の入り口付近に掲示した。	可茂県事務所
113	意見	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	4 可茂総合庁舎	備蓄品が複数の離れた場所に分散して保管されている状態であるが、備蓄品は災害時にすぐに利用する可能性があるため、担当者以外の者においても所在を容易に把握できるようにする必要がある。 そのため、備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にならざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。	措置済	令和5年度	・キャパシティの関係上、一部の備蓄品は可茂総合庁舎4階の倉庫に収納できないが、同じ4階にある別倉庫に収納し、当該備蓄品については見取り図に配置を記載し、所在を明確にした。	可茂県事務所
114	指摘	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	5 可茂土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	用地課 可茂土木事務所
115	指摘	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	5 可茂土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	市町村へ未登記土地の情報提供を行った。	可茂土木事務所
116	指摘	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	5 可茂土木事務所	道路パトロールで処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	可茂土木事務所
117	意見	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	6 可茂農林事務所	可茂農林事務所の対応として、危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	住民に対する十分な説明を行うよう、令和5年5月15日開催の市町村との会議で周知徹底済である。	可茂農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
118	意見	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	6 可茂農林事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、可茂農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本計画P23において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理することとしている(可茂農林は災害がないため、時間管理表は現在ない)。	可茂農林事務所
119	意見	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	6 可茂農林事務所	修繕の都度、現地権者から同意書を取得しなければならないという現在の運用は、現地権者が遠方にいる場合や何らかの理由で同意をすることができない場合に、修繕を速やかに行うことができない。そこで、あらかじめ「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」の中に、修繕が必要な場合には、土地を使用及び工作物を設置することについて承諾をする旨の規定を設けておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度から「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」に、修繕が必要な場合にも、土地の使用及び工作物の設置について承諾する旨の規定を設けた。	可茂農林事務所
120	意見	第4章／第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	6 可茂農林事務所	治山施設の管理に関するマニュアルを作成するのが望ましい。具体的には、例えば、危険度に応じたパトロール実施記録の作成、管理台帳である治山GISの定期的なメンテナンス、災害後の状況報告ルール作成等の維持管理方針を明確にし、管理責任を履行していることを第三者に疎明することなどを検討することが望ましい。	措置済	令和5年度	施設点検については岐阜県治山施設個別施設計画作成方針(案)P19～57に位置付けられており、点検記録はP73に記載された評価シートにより作成している。	可茂農林事務所
121	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	防災倉庫の入口扉の表示を変更して、防災倉庫であることを表示すべきである。	措置済	令和5年度	防災倉庫の入口扉に「防災倉庫」と表示しました。	東濃県事務所
122	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	夜間に防災資機材を搬出しなければならない場面も想定されるため、防災倉庫の電気は常に点く状態を保つべきである。	措置済	令和5年度	防災倉庫の電気は常に点くことができる状態としました。	東濃県事務所
123	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	飯ごうや携帯用ライトについても、備蓄品リストに記載して、管理することが望ましい。	措置済	令和5年度	当該物品の現在の状態について確認したところ、活用が困難(機能的に使用不可:飯ごう本体の錆び付き、ライト点灯せず)であったため、備蓄を取り止めました。	東濃県事務所
124	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	防災倉庫内のどの位置にどの備蓄品が存在するかを明確にする配置図を記載することが望ましい。	措置済	令和5年度	防災倉庫内(入口付近)に備蓄品配置図を作成し、掲示しました。	東濃県事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
125	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	4 東濃西部総合庁舎	災害備蓄食料のみならず、備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。 また、備蓄品の保管場所には限りがあることから、保存期間経過後の備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合には、その保管方法（飲料水との明確な分別、保管量及び保管期間）等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。	措置済	令和5年度	保存期間経過後の備蓄用飲料水については、防災資機材搬出時の必要スペース等を確認したところ、必要かつ十分な搬出スペースを確保することが難しかったため、備蓄を取り止めました。 なお、今後は、災害備蓄食料のほか備蓄用飲料水についても、その更新に当たっては外部提供を図るなど、有効活用します。	東濃県事務所
126	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	負担金の問題があるにしても、岐阜県八山系砂防総合整備計画の個別計画、東濃山系砂防総合整備計画記載の危険性と対応の重要性からして、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを引き続き行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	土砂災害警戒区域内に避難所や要配慮者利用施設等がある優先順位の高い箇所について、県から地元に施設整備を働きかけ、地元自治体との調整のもと2箇所の新規事業化を図った。 今後も、引き続き県から地元への直接的な働きかけを行うよう努める。	多治見土木事務所
127	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。特に道路の土地については、道路法による私権制限が存在するとしても、河川の土地や砂防の土地については、所有者の承諾が改修等に必要となるため、今後の改良工事における大きな支障となりかねない。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期（1年）、中期（2～4年）、長期（5年）と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	多治見土木事務所
128	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	未登記土地は、測量図等の不一致による登記保留地を除けば、公費をかけて取得したものの、何らかの事情で移転登記手続が完了していないものである。そうすると、その経緯に関する資料は、県が当該土地を取得したことを示す重要書類であるうえ、場合によっては、時効取得の証拠にもなり得る書類である。未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。	措置済	令和5年度	未登記土地に関する資料は、当時の経緯が分かる重要書類であることから、誤って破棄することがないよう専用の保管庫を設け案件別に保管・管理しているが、より慎重な管理を行うため、新たに持ち出し簿を整備した。	多治見土木事務所
129	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、（財）資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」（平成25年3月）によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内市町村における未登記土地について、取得年度、事業名、地番、取得面積等を各市町村に情報提供を行った。（R5.7.20付）	多治見土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
130	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、多治見土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡まで、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけではなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい。 そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。 なお、直近においては、兵庫県と神戸市が共同して、砂防法に基づく「砂防指定地管理条例」(県所管)及び「宅地造成等規制法」(神戸市所管)に基づく許可を受けずに実施した違法盛土行為者に対して、令和4年10月26日より、行政代執行(土砂流出予防工事)に着手したという事例がある。	措置済	令和6年度	関係機関による情報共有会議を毎月開催し、新規案件の早期発見、情報共有に努めている。 また、同様な事案が発生した場合の適切な対応に資するよう、他県における参考事例について職員研修を実施した。 ※なお、当該箇所については、関係機関と連携し以下のとおり是正に向けた取組みを強化した。 1)現場監視の強化 直ちに崩壊する状況にはないとの学識者の判定を受けたが、万が一の変状に備え、観測杭を用いて毎月計測中 2)産業廃棄物の撤去を排出事業者へ口頭及び文書にて指導 3)現在の土地所有者に対し、土地所有者の責任について口頭及び書面で通知	多治見土木事務所
					措置済	令和6年度	今後、同様な事案が発生した場合には、無許可盛土という違法行為に対し、必要と判断される場合には、遅滞なく、関係各機関と協議・情報共有を図ったうえで、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続きも検討を行っていく。 また、参考事例を施設管理課担当者会議や課長係長会議にて情報共有した。	砂防課
131	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	行為者が砂防指定地内行為許可の条件に反した切り土等を実施した本県違反事案については、行為者による防災措置が進められているが、当初の行政指導から20年以上経過しても完了には至っていない。他の事案のように、当事者が死亡により存在しなくなることも考慮すれば、違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定め、関係機関が一致して早期の違法状態の是正をより強く求めていくべきである。	措置済	令和6年度	不適正案件に関する情報共有会議を毎月開催し、現場の状況や連携して違法状態の是正を図っていくための情報共有を行っている。 関係機関(県事務所、農林事務所、多治見市)と共同で会社側と面談を行い、早期の安全確保のため期限を定めた防災工事実施を指導した。	多治見土木事務所
					措置済	令和6年度	不適正案件に関する情報共有会議を毎月開催し、現場の状況や連携して違法状態の是正を図っていくための情報共有を行っている。 関係機関(県事務所、農林事務所、多治見市)と共同で会社側と面談を行い、是正完了までの工程表を提出させるとともに、災害防止の観点で特に優先度の高い調整池排水施設について、早期に完成させるよう期限(R6.12月末)を定めて指導を行った。	砂防課
132	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	水防倉庫に保管してある物品について、災害時に利用可能な物品を整理し、そのリスト及び配置図を作成した。	多治見土木事務所
133	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	ボーリングコア自体は、一回の調査で数百万の委託調査の結果得られる物品であることからすると、その取得に高額な費用を投じている物品である。庁舎内の保管スペースに限りがあることは理解するが、喪失自体が大きな財産的損害となりかねないものであり、盗取等の喪失リスクを勘案し、保管場所及び保管方法の配慮が必要である。したがって、外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。	措置済	令和5年度	全てのボーリングコアについて、保管期間を過ぎて処分するものと、保管期限内や保管が必要なものに分けた。 そのうえで保管すべきものについては、保管場所の情報も掲載した「保管リスト」を作成し、盗難等の喪失リスクを回避するようワイヤーで縛ったうえ鍵をかけ車庫に保管した。	多治見土木事務所
134	意見	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	危険度調査をして優先順位をつけている趣旨は、予算の制約の中で、これを効率的に使用するためである。地元の主体性を尊重する姿勢では、危険度調査に基づく早期事業完了が期待できない。特に、危険度Aの山地災害危険地区については、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	措置済	令和5年度	山地災害危険地区は、県のホームページへの記載の他、市の防災計画に記載することで、地域住民への周知を図っている。 また、危険度A未着手の山地災害危険地区について、市へ優先対策箇所として周知を図った。	東濃農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
135	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。異常が認められた場合のみチェックを入れるのでは、確認の有無が一見して明白でない。したがって、職員・ため池等管理専門職を問わず、ため池巡回パトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月下旬以降、点検結果を確認しやすくするため、異常の有無について、チェック欄に明示した上で、異常があった場合は、その内容を記載するよう改善した。	東濃農林事務所
136	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	ため池パトロールは、劣化状況評価や改修計画の策定及びため池ハザードマップの作成等の前提をなすものであり、防災の観点から重要な業務である。したがって、通行不可等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、パトロールを実施可能な環境を整備し、これを実施すべきである。	措置済	令和5年度	通行不可等の理由により確認不可であったため池については、令和4年度中にため池管理者、市等と協議・調整した上でため池の点検パトロールを実施した。	東濃農林事務所
137	指摘	第4章／第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	6 東濃農林事務所	岐阜県森林整備事業補助金交付申請書の事業者向けチェックシートの様式を整備し、申請者に添付させるべきである。	措置済	令和5年度	申請事業者に対して、国の定めた様式によるチェックシートを周知し、補助金申請時の添付を徹底した。	東濃農林事務所
138	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	4 恵那総合庁舎	日本赤十字社の所有する災害救援物資を県の施設内で保管するのは不適切である。当該物資は、日本赤十字社が目的外使用許可を得て設置している倉庫内で保管すべきである。	措置済	令和5年度	日本赤十字社の所有する災害救援物資は、従前から県の目的外使用許可を得て恵那総合庁舎敷地内に設置した災害備蓄倉庫内で適切に保管されている。	恵那県事務所
139	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	4 恵那総合庁舎	他の総合庁舎において、県の防災備蓄品を日本赤十字社の倉庫で保管している事例は見当たらなかった。公有財産の善管注意義務の観点からも、そもそも、第三者の設置する倉庫内に県の防災備蓄品を保管するのは不適切である。庁舎内にスペースを確保するか、庁舎外に防災倉庫を設置することが望ましい。	措置済	令和5年度	日本赤十字社の倉庫で保管していた県の防災備蓄品は、県の倉庫へ移動した。	恵那県事務所
140	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	4 恵那総合庁舎	防災倉庫の扉に表示するなどの方法により、外部から防災資機材が所在することを表示すべきである。	措置済	令和5年度	倉庫扉に「防災備蓄品倉庫」と表示した。	恵那県事務所
141	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	4 恵那総合庁舎	防災倉庫の発動発電機の作動点検を実施すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年8月21日に作動点検を実施し、問題なく作動することを確認した。	恵那県事務所
142	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	負担金の問題があるにしても、岐阜県八山系砂防総合整備計画の個別計画、東濃山系砂防総合整備計画記載の危険性と対応の重要性からして、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	措置済	令和6年度	恵那土木事務所において砂防事業説明会を令和5年11月に開催し、対象となる方々から理解を得られるよう丁寧に説明しました。また、必要に応じて個別でも説明を行い、事業を進めることに理解を得た。	恵那土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
143	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。	措置済	令和6年度	河川巡視結果や対応状況をスマートパトロールシステムに記録することにより、土木事務所内並びに河川課との共有を行い、河川の維持管理の精度向上に努めている。 今後も河川巡視実施毎に、対応状況をスマートパトロールシステムに記録することとしている。	恵那土木事務所
144	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。特に道路の土地については、道路法による私権制限が存在するとしても、河川の土地や砂防の土地については、所有者の承諾が改修等に必要となるため、今後の改良工事における大きな支障となりかねない。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	恵那土木事務所
145	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	未登記土地は、測量図等の不一致による登記保留地を除けば、公費をかけて取得したものの、何らかの事情で移転登記手続が完了していないものである。そうすると、その経緯に関する資料は、県が当該土地を取得したことを示す重要書類であるうえ、場合によっては、時効取得の証拠にもなり得る書類である。未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。	措置済	令和5年度	県が当該土地を取得したことを示す土地売買契約書等の重要な書類については、年度ごとに箱フォルダーで整理し、庁舎内の倉庫で保管しています。	恵那土木事務所
146	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内2市に対して、該当する未登記土地の情報を提供しました。	恵那土木事務所
147	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例が制限行為として盛土を規定し、かつ、無許可盛土行為に対しては罰則・両罰規定を設けて厳格な処分を予定していること、加えて令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害等から明らかな盛土の危険性にも鑑みれば、恵那土木事務所は、無許可盛土という違法行為を把握した後は、行為者死亡まで単に行政指導を繰り返すだけでなく、遅滞なく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行等を視野に入れた行政処分を行うのが望ましい。 そして、今後、同様な事案が生じた場合には、県民の生命・身体を守るという防災上の観点から、遅滞なく、行政代執行も視野に入れた協議・手続を行えるよう、他県における参考事例等も含めて情報共有・研修を積極的に図られたい。	措置済	令和6年度	今後、同様な事案が生じた場合には、遅滞なく関係各機関と密に協議・情報共有を図り、行政処分を行う。 また、参考事例を施設管理課担当者会議にて情報共有を実施した。	恵那土木事務所 砂防課
148	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	水防倉庫内の物品について、令和5年5月に水防資機材点検を行い利用可能か確認しました。併せて、発災時に備え倉庫までの案内図と物品配置図(倉庫内見取図)、物品一覧表を作成し事務所と倉庫内に掲示しました。なお、倉庫内は物品の配置が一目でわかるよう整理しました。	恵那土木事務所
149	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	衛星携帯電話について、使用記録簿を作成することが望ましい。	措置済	令和5年度	「衛星携帯電話使用簿」を作成しました。	恵那土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
150	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	水防当番勤務表の終了時間を記載すべきである。	措置済	令和5年度	水防当番勤務表の記載について、令和5年4月の水防説明会において指導を行うとともに、水防当番後の勤務表提出時に施設管理課において記載漏れがないか確認しています。	恵那土木事務所
151	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	6 恵那農林事務所	山地災害危険地区について、山腹崩壊・崩壊土砂流出危険度と、被災危険度の視点で危険度調査をして優先順位をつけている趣旨は、予算の制約の中で、これを効率的に使用するためである。あくまで地元市からの要望の有無で次年度の事業化の可否を判断するという姿勢では、危険度調査をして優先順位を付している意味がない。特に危険度Aの山地災害危険地区について、県から地元市への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	措置済	令和5年度	山地災害危険地区のうち危険度が高く未着手の箇所について、令和5年6月30日の治山事業施行要望の照会にあわせて、県による現地調査結果を市へ情報提供し、荒廃状況及び事業の必要性について説明を行っており、措置済みである。	恵那農林事務所
152	指摘	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	6 恵那農林事務所	外部業者による現地確認に基づく評価を変更するには、少なくとも、自ら現地確認した上で判断すべきである。なお、書面判断で評価が変更になるならば、そもそも当該業者のあてはめが間違っているということになり、当該業者へのあてはめ評価の指導が不足していることになる。この場合には、外部業者との委託契約の仕様（評価の仕方やその指導）を見直すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年度の委託業務において、令和5年6月12日の外部業者との事前打合せ時に、具体事例に基づき評価方法について指導を行っており、措置済みである。	恵那農林事務所
153	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	6 恵那農林事務所	ため池特措法の財政的効果や防災・減災の重要性の観点から、防災重点農業用ため池の改修等を緊急的かつ加速的に実現していく必要がある。特に、恵那農林事務所管内には、県内の半分以上のため池が所在していることからすれば、内部職員の人事異動だけではなく、外部から人材を募る方法も含めて人員増強することが望ましい。	措置済	令和5年度	業務内容を踏まえ、必要に応じて外部委託の活用を検討していく。 また、ため池の点検パトロールなどに対応するため、令和3年度から、ため池等管理専門職員を1名配置しているが、ため池の数が多い恵那管内について、他の職員に負担がかからないように、令和5年度からため池等管理専門職員を1名増員し、2名体制で対応	農地整備課
					措置済	令和5年度	業務内容を踏まえ、必要に応じて外部委託の活用を検討していく。 また、ため池の点検パトロールなどに対応するため、令和3年度から、ため池等管理専門職員を1名配置しているが、農業用ため池の数が多い恵那管内について、他の職員に負担がかからないように、令和5年度からため池等管理専門職員を1名増員し、2名体制で対応を実施。	恵那農林事務所
154	意見	第4章／第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	6 恵那農林事務所	仮設排水管の勾配がとれないことが、設計時から予測できない事態とは考えられず、設計変更が真にやむを得ないものであったとも考えられない。設計図書は、入札時における唯一の積算根拠資料であり、公正な競争の基礎資料でもある。真にやむを得ないものに限らず設計変更を認めていては、入札の公正性に疑義が生じることになりかねない。設計業務委託業者に対しては、変更契約を要するに至った事実を共有し、同様の事態を繰り返さないよう指導することが望ましい。	措置済	令和5年度	設計業務委託業者に対し、今回の事例を情報共有するとともに、仮設工の設計であっても、現地の状況に即した適切な設計を徹底するよう指導した。	恵那農林事務所
155	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	4 下呂総合庁舎	防災備蓄品も財産であるところ、目的を明確にしなければ、適切に役割を果たすことができるか否か判断することができない。そこで、下呂総合庁舎で保管すべき防災備蓄品の目的及びそれぞれの必要数について明確にすべきである。	措置済	令和5年度	防災備蓄品の必要品目・数量の根拠について、上半期を目途に、各県事務所と情報共有を図り明確にする。	防災課
156	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	変更契約をする場合は、現地部会から変更内容の承認を受けた後に、速やかに変更契約をすべきである。	措置済	令和5年度	令和4年度において、包括外部監査の結果を踏まえ、所内の会議を通じ、全職員への周知を図りました。	下呂土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
157	意見	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	平成22年以降に休止した工事が現在も休止中であることについて、すでに10年以上も工事が休止中であることから、4車線化する必要性があるのか否かを検討の上、4車線化する必要がある場合には、具体的な計画を策定することが望ましい。	今後対応		予算確保に努め、道路がネットワークとして機能するよう未改良区間を優先して整備する。 ネットワークの整備が進み、交通量、渋滞や事故の発生件数など交通状況の変化に応じて、4車線化の必要性や具体的な計画策定を検討する。	下呂土木事務所
158	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	下呂土木事務所
159	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」(平成25年3月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	R5年7月に下呂市に未登記台帳の情報を提供した。	下呂土木事務所
160	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	道路パトロールにおいて、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	下呂土木事務所
161	意見	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	設置者不明の工作物について、当該工作物が利用されることによる住民の事故の発生を防ぎ、県の損害賠償責任が発生することを未然に防ぐため危険性のある工作物については、当該工作物が利用できないよう具体的な対策をすることが望ましい。	措置済	令和8年度	設置者不明の工作物について現地確認を実施し、老朽化等により安全性に問題が認められる橋梁を把握した。 当該橋梁については、利用に伴う事故の発生を未然に防止する観点から、速やかにバリケードを設置し、通行止めの措置を講ずるとともに、注意喚起看板を設置し、第三者の立入り及び利用を防止するための具体的措置を講じた。	下呂土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
162	意見	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	保管場所等の確保のために必要であれば、ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和8年度	確認の結果、現時点で保管場所等は確保されており、ボーリングコア箱等の早急な処分については必要ではないが、今後も保管の必要性・有用性等による廃棄については定期的に処分する。	下呂土木事務所
163	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	管理調整係長は、金庫の鍵を、総務課長のキャビネットに保管し、総務課長のキャビネットの合鍵を保管すべきである。あるいは、ルールが実態に沿わないのであれば、ルールの改正も検討すべきである。	措置済	令和5年度	R4年度にルールを順守した保管方法に改めました。	下呂土木事務所
164	意見	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	6 下呂農林事務所	下呂農林事務所の対応として、危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	危険地区における治山事業実施について、県と市の連携をより深め、地域の実情にあった対応を行うことができるよう、年度当初の会議において周知を図った。	下呂農林事務所
165	意見	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	6 下呂農林事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、下呂農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本において、山地災害箇所の3年以内の着手（着手率100%）を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	下呂農林事務所
166	指摘	第4章／第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	6 下呂農林事務所	管理調整係長は、金庫の鍵を、総務課長のキャビネットに保管し、総務課長のキャビネットの合鍵を保管すべきである。あるいは、ルールが実態に沿わないのであれば、ルールの改正も検討すべきである。	措置済	令和5年度	実態に沿うように、ルールを改正した。（「下呂農林事務所における金庫の管理方法」を改正した。）	下呂農林事務所
167	指摘	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	飛騨県事務所においては、土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、支部の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。	措置済	令和6年度	ご指摘の通り、「岐阜県災害対策本部飛騨支部計画」を改正した。	飛騨県事務所
168	指摘	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	高山市の毛布の貸出は、物品の貸付に関する岐阜県会計規則98条3項の手続に違反している。借主である高山市に対しては、岐阜県会計規則に従った借受書の提出を求めると共に、毛布の返還を求めるべきである。	措置済	令和5年度	令和4年9月に借受書の提出及び毛布の返還を受けた。	飛騨県事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
169	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	飛騨総合庁舎の防災備蓄倉庫内には、岐阜県防災資機材運用要綱に従った扱いとなる防災資機材と、岐阜県会計規則に従った防災資機材が混在する状況となっている。今後、発災時にいずれの物品であるかで、運用のルールに差が生じるため、適切な事務運用が行えなくなる可能性がある。 飛騨県事務所においては、取扱いの混乱が生じないように、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を岐阜県防災資機材運用要綱の別表に反映するのが望ましい。	措置済	令和6年度	ご意見の通り、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表を整理し、発災時の体制を整えた。	飛騨県事務所
					措置済	令和6年度		防災課
170	指摘	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	防災資機材は、発災時の使用が予定されているものの、使用の機会は数年に一度あるかどうかであることから、平時における定期点検が行われないと実際の発災時に利用できない事態につながり得るところである。点検を行うべき物品として保管している以上、定期的な点検は重要である。点検が実際に行われているかどうかを検証するためにもその記録を残すべきである。	措置済	令和5年度	今年度より、四半期ごとの点検の際に「災害用資器材点検簿」を作成し、記録を残すこととした。	飛騨県事務所
171	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	防災資機材の数は多数に上る為、通常の業務に支障となるような頻度での点検も、担当職員に対する過度の負担をもたらしかねない為、物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。	措置済	令和6年度	ご意見の要綱は防災資機材の管理を定める「県防災資機材運用要綱」(現:岐阜県防災資機材及び防災備蓄品管理運用要綱)であり、当該要綱を改正、年1回、現物実査と併せて、防災資機材等の作動、数量、使用期限等の点検を行う。(参考:要綱の所管は防災課です)	飛騨県事務所
172	指摘	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	4 飛騨総合庁舎	衛星可搬局用簡易テントは、そもそも貸出が認められていない物品であり、担当者の独自の判断で貸出を行うべきではなく、速やかな返却を求めるべきである。	措置済	令和5年度	令和5年5月に衛星可搬局用簡易テントの返却を受けた。	飛騨県事務所
173	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5 高山土木事務所	指名競争入札の予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和6年度	入札結果において落札業者以外の大半の業者が入札辞退ではなく予定価格と同額(100%入札)での入札が続いた場合には、業者に対する聞き取り等を行って理由を分析し、その後実施する積算価格の確認や、入札時期の変更等について検討している。	高山土木事務所
174	指摘	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5 高山土木事務所	入札において、複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いがないかどうかを検査すべきであり、検査を行った事実を確認する意味でも、取得した内訳書を記録し保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年1月より、複数の同額グループがある場合において積算内訳書の内容を精査し談合の疑義の有無を確認した結果を保管するよう改めました。 なお、令和5年4月1日からは、この取扱いを定める技術検査課通知が改正され、この通知に従い、入札に疑義があるかどうかの判断においては、積算内訳書の精査は行わず、「特定できる談合情報があった場合」のみとしています。	高山土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
175	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	道路パトロールにおいて、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	岐阜県道路パトロール実施要領に基づき、異常箇所の措置完了まで進捗管理を行っています。	高山土木事務所
176	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	施設点検の結果は、今後の維持補修においては全体の状況を正確に把握した上で計画的に行う必要がある。誤った記述は正確な修繕計画における妨げとなることから、全体の表記への転記においては正確な記述で行うべきであり、誤った表記は速やかに訂正すべきである。	措置済	令和5年度	施設点検結果について確認し、誤った記述を修正しました。	高山土木事務所
177	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている 未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。 なお、道路拡幅工事の際の立会を切っ掛けとして未登記土地の解消が行われた実情を踏まえると、現在の名義人に連絡を取れば、解消に向けての協力が得られる可能性があるとも思われる。未登記土地の解消を保留とした経緯も含めて、解消困難かどうかの検討を改めて行うべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期（1年）、中期（2～4年）、長期（5年）と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	用地課 高山土木事務所
178	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。 この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。	措置済	令和6年度	事業予定箇所内に対象地があれば優先して事業に先立ち処理の可否について調査・検討している。	高山土木事務所
179	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。 なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、（財）資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－課税に対する信頼性の確保等について－」（平成25年3月）によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。	措置済	令和5年度	管内市村へ未登記土地の情報提供を行いました。	高山土木事務所
180	意見	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	水防倉庫については、保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて、一度見直しを行い、利用可能な物品については、急な発災時に利用ができるよう、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	保管物品の利用可能状況を確認しました。水防資器材を整理し、発災時に利用しやすい場所に集約するとともに、水防資器材の内訳を明示し、水防活動の際に速やかに活用できるようにしました。 　また、それ以外の物品についても整理のうえ、全体的な配置図を作成し、水防資器材と混在しないよう明示しました。	高山土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
181	意見	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	ボーリングコアは、調査を行った地質の状況を確認し、工事等を行うにあたって必要となるサンプルであることから保管が必要であるものの、多くの場所を取ることとなり、保管場所が確保できなくなる。 ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。	措置済	令和6年度	現在保管場所は確保できておりただちに保管場所に支障をきたすことはないが、業務終了から5年後の時点で保存期間の延長の要否を検討している。	高山土木事務所
182	意見	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	高山土木事務所管内においては、令和2年7月豪雨によって崩壊した道路に関して災害復旧工事を行い、令和4年9月に完了したが、同月の大雨により復旧範囲も含めた道路の崩壊が発生した。災害復旧工事そのものは適切に行われているものの、結果的にはその工事にかけた費用が全て失われてしまっている。復旧工事箇所が再度崩壊するような結果が生じないように、本件被災箇所の地質調査の結果などを参考に、他の復旧工事においても同様の結果とならぬよう、復旧工事の検討方法などを検証し、今後の災害復旧の判断に活かすことが望ましい。	措置済	令和5年度	今回の事例と地質などの条件が同様な場合は、被災原因の特定、復旧方法の検討の参考にしています。	高山土木事務所
183	意見	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	令和3年包括外部監査において監査人より、「現地機関において、つり銭への対応を職員が迫られないよう、つり銭資金の交付につき、大垣市会計規則等を参考にして、会計規則に規定することが望ましい。」との意見が付されているが、本年度においても、他機関において同様の問題が見いだされている。近年は現金を管理することが減った一方、未だに小口ではあるが現金を必要とする場面が存在し、公金と担当者の私金が混ざり合う状況は早急に解消することが望ましい。小口の現金管理において担当者による支払がなされている現状があるかどうかを確認の上、早急な会計規則の整理が望ましい。	措置済	令和5年度	他の自治体のつり銭資金の取扱いや会計規則の規定の状況を踏まえ、岐阜県つり銭資金取扱要綱を令和5年4月1日付けで制定。	出納管理課
184	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5　高山土木事務所	金庫の鍵が使えなくなっている状況を修繕し、適切な管理が行える状況にすることが必要である。特にダイヤル式の開閉管理となった場合、ダイヤル番号が判明するだけで誰もが容易に開閉できることにもつながり、防犯管理上も危険性が高くなる。速やかな鍵の修繕を行い、本来の管理に戻すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年2月に鍵での開閉ができるよう修繕を行い、適切な管理を行えるようにしました。	高山土木事務所
185	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、集合場所の変更や集合時期等についてマニュアルを見直すべきである。	措置済	令和5年度	古川土木事務所が被災の可能性があると判断される場合は、拠点を移転する旨を災害・危機管理等対応マニュアルへ明記しました。	古川土木事務所
186	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	飛騨県事務所において支部機能を移転する必要が生じた際に、土砂災害警戒情報の発表などを踏まえた、適切な支部機能の移転を判断すべく、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、活動場所の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。	措置済	令和6年度	ご指摘の通り、「岐阜県災害対策本部飛騨支部計画」を改正した。	飛騨県事務所
187	意見	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	指名競争入札において、予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和8年度	県全体の課題として考えており、当事務所としても競争原理を働くよう、一般競争入札を多く取り入れているところである。また、業務委託についても、県で設定した目標値に向け発注方法を選定している。	古川土木事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
188	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	入札において、複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いがないかどうかを検査すべきであり、検査を行った事実を確認する意味でも、取得した内訳書を記録し保管すべきである。	措置済	令和5年度	令和5年1月から、複数の同額グループがある場合は、確認した積算内訳書を保管することとしています。 令和5年4月1日以降は、令和5年3月20日付技第757号「建設工事等の入札執行における申請書、積算内訳書及び確認資料の不備による無効等に関する取扱いの運用について（通知）」に従うこととしています。	古川土木事務所
189	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	事実関係③に記載したとおり、古川土木事務所は、設計変更の理由として、委託事務変更事務処理要領第4(1)発注後に発生した外的条件によるもの(イ)他事業との関連による場合、委託業務変更事務処理要領第4(1)発注後に発生した外的条件によるもの(カ)その他やむを得ない外的条件による場合、を挙げる。しかし、本件で当初計画対象とされた箇所が他事業の対象となっていたのは過去のことであり、上記委託事務変更事務処理要領第4(1)発注後に発生した外的条件によるもの(イ)他事業との関連による場合には該当しない。また、過去に事業対象となっていたことについては、「発注後に発生した」外的条件ではないし、事前の調査によって容易に判明することであり、(カ)その他やむを得ない外的条件による場合にも該当するとは思われない。 該当するとすれば、(4)本庁主務課との協議により、要領第2に規定する「設計変更の考え方」に則り、設計変更することが真にやむを得ないと認められるものであろう。それとて、予測できない事態により、設計変更が真にやむを得ない場合にのみ認められるものであり、本件に該当するかは疑問である。 本件のような事態が生じないように、当初計画段階で、計画の対象とする箇所が過去の補助金交付事業による工事対象箇所も含め、現地が人工斜面であるか否か、きちんと調査して設計に臨むべきである。	措置済	令和6年度	計画段階で、他事業等で実施した対策施設の有無について、現地確認及び施設台帳システム(GIS)にて事前に調査、確認することとし、発注時の設計書にチェックリストを添付するように措置を講じた。	古川土木事務所
190	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	業者に修理を求めるか否かについて、明確な運用マニュアル等は存在しない。担当者に確認したところ、機械のき損について業者からの連絡がなかった場合には修理代金を請求した事案もあるとのことであったが、大半は県が修繕を行っているとのことである。 県有資産のき損については、毅然とした態度で臨むべきであり、き損の原因をきちんと調査して、業者に過失がある場合には、業者に修理費用を請求すべきである。そのためにも、どのような場合に損害賠償を請求するのか、マニュアル等を作成し、請求の基準を明確にすべきである。	措置済	令和6年度	除雪機械無償貸与仕様書第7条の規定に従い処理している。 除雪機械無償貸与仕様書 第7条　乙は機械を亡失し、またはき損したときに直ちに甲の指示を受けなければならない。 2　乙は、前項の亡失またはき損が自己の責に帰すべき事由によるときは甲の指示に従い、すみやかに機械を修理しまたは代品を納め、もしくはその損害を賠償しなければならない。 3　天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補填については、甲乙協議して決定するものとする。 （甲：岐阜県　乙：委託業者）	古川土木事務所
191	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	道路パトロールにおいて、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。	措置済	令和5年度	道路パトロール実施要領が令和5年4月1日に改訂され、異常箇所の進捗管理はシステム上にて行うこととなった。	古川土木事務所
192	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6　古川土木事務所	平成23年度に包括外部監査人からの指摘を受けた後、解消された数は3件と未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている。 未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	古川土木事務所 用地課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
193	指摘	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。 この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。	措置済	令和8年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	古川土木事務所
194	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきであるところ、古川土木については、一部の未登記土地については、村への情報提供が確認されている。 ただし、情報提供の記録は一部に留まっていることから、その他の土地については、通知等がなされているかまでは分からない為、他の土木事務所同様、未登記土地の課税関係を確認するのが望ましい。	措置済	令和7年度	前年度までに管内各市へ未登記土地の情報の提供を行った。	古川土木事務所
195	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	7 飛騨農林事務所	飛騨農林事務所の対応として、山地災害危険地区の危険度Aの箇所の存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	措置済	令和5年度	市村の地域防災計画へ山地災害危険地区の掲載を依頼済み。また、関係地区の住民への説明会を市村担当者と開催済み。	飛騨農林事務所
196	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	7 飛騨農林事務所	治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、飛騨農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	第4期岐阜県森林づくり基本において、山地災害箇所の3年以内の着手(着手率100%)を目標としている。また、箇所別には時間管理表により進捗管理している。	飛騨農林事務所
197	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	7 飛騨農林事務所	予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。 なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。	措置済	令和5年度	入札方式の選定にあたっては、各案件毎に業務の特殊性、地域性、技術力、緊急性等を総合的に考慮したうえで入札方式を判断し、現地機関部会で決定している。	飛騨農林事務所
198	意見	第4章／第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	7 飛騨農林事務所	当初の設計段階で、設置から20年近く経過した電子機器をそのまま使用することを想定すること自体が、周到な調査に基づく設計であったとは考えがたく、当初から機器の更新も含めた設計に基づく発注が妥当であった可能性が極めて高い。また、機器自体が分離発注も可能であった可能性があり、設計変更によるべきであったかも疑問が生じるところである。 当初の発注段階で電子機器が設置から、一般的な耐用年数を超えている場合は、機器の継続使用が可能かどうかを予め確認した上で、発注を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	今後、同様な事業について、より綿密な調査を行うとともに、発注段階で再度状況を確認した上で、発注することを徹底した。	飛騨農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
199	指摘	第4章／第14　飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	7　飛騨農林事務所	治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。 岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）の変更は、個別施設計画の対象に含めるかどうかの判断基準であるところ、再度の検討の結果、個別施設計画の対象から外れたことにより、今後の個別施設計画からは除外されただけであり、施設の異常が無くなったことを意味しない。 正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。	措置済	令和5年度	・点検結果に基づき適正な評価により正確に記録し、個別施設計画の対象外となった施設についても記録として残していく。また、様式に次回の点検計画の項目にその他として「除外規定に該当　次回以降点検不要」が追加された。	飛騨農林事務所

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	意見	第5章／第2 清流の国推進部の事業	2「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	目標値の算出根拠は明確にする必要があるが、事業の目的を踏まえると受講者数を目標値として設定するのでなく、外国人防災リーダー人材リストの登録者数を目標値として設定することが望ましい。	措置済	令和5年度	令和4年度までは、外国人防災リーダー育成講座受講者数を目標値としていたが、令和5年3月、岐阜県強靭化計画アクションプラン2023の策定時に、令和5年度から、外国人防災リーダー確保数（登録者数）へ目標値を変更済。	外国人活躍・共生社会推進課
2	意見	第5章／第2 清流の国推進部の事業	2「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	進捗管理が、代表する事業のみとなるのか、個々の事業ごとになっているのかの差は、危機管理政策課からの問い合わせに対する、部の回答によって異なっていると思われるが、より実効性を挙げるべき事業については、事業の細目ごとに進捗を管理することが望ましい。 特に同じ施策項目については、部ごとで、代表的な事業のみで管理するのか、個々の事業ごとに管理するのかで、異なる進捗管理となることは、進捗管理の在り方として不整合になりやすいと考える。 そもそもの事業目標の設定の意義に立ち返り、代表的な事業のみで管理を行うのか、細分化した事業で進捗管理を行うべきかどうかを検討した上で、担当課の意見も確認した上で指標を管理する事業の整理を行うことが望ましい。	措置済	令和6年度	岐阜県強靭化計画をどの事業や指標で進捗管理すべきかアクションプラン2022や同2023を策定する時点で見直しを行っており、加えて、令和5年11月に、これまでの進捗状況を担当部局や清流の国ぎふ防災・減災センター有識者に共有した。今後も、アクションプラン策定など通じて適正な目標管理を実施。	危機管理政策課
3	意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	1「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	岐阜県強靭化計画アクションプランと予算要求書に同一事業を掲載する以上、岐阜県強靭化計画アクションプランの事業目標を設定しない特段の理由はないため、岐阜県強靭化計画アクションプランにおいて、事業目標を設定することが望ましい。	措置済	令和7年度	岐阜県強靭化アクションプラン2025で、予算要求書と同様の事業目標を設定した。	医療福祉連携推進課
4	意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	1「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	本事業は、緊急時における生命に関連する事業であり、必要台数を把握し、予算も確保されているのであれば、速やかな事業の推進が必要であると考える。予算要求資料における目標値からしても目標値には及んでいない。 このような状況は、補助事業であり市町村における事業の推進とも関係すると考えられるが、設置が進行しない原因等を検討し、必要な設備が設置できるよう進捗を図ることが望ましい。	措置済	令和5年度	引き続き、要電源重度障がい児者災害時等支援に係る市町村担当者会議を開催し、補助事業の周知、先進事例の紹介を行ったほか、未整備の市町村へのヒアリングを行い、市町村における補助制度の整備促進を図っている。その結果、補助制度を整備する市町村数は、令和3年度の2市から令和5年度は30市町（準備中の1町を含む）に増加し、令和6年度には35市町となる見込みである。また、補助制度を整備する市町村の状況を取り纏め、担当者会議等での情報提供等により、引き続き未整備の市町村に対しての働きかけを行っている。	医療福祉連携推進課
5	意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	3「友愛訪問活動の推進」に関する事業	補助金の交付については、友愛訪問活動の実施が要件ではなく、補助の内容も、友愛訪問活動以外の活動も含めた老人クラブの活動に対する事業費に対する補助金である。また、県は、友愛訪問活動の実態について、活動資料に基づく具体的な活動実態についての把握までは行っていない。 担当課としては、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を特段しておらず、市町村の報告を記録しているに過ぎないことから、そもそも岐阜県強靭化計画アクションプランにおいて本事業をアクションプランの一つとして位置づけるかどうかを再度検討するのが望ましい。 仮に岐阜県強靭化計画アクションプランとして事業を位置づけるのであれば、目標値達成のために、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を行うことや、実際の友愛訪問活動の実施状況を把握することが望ましい。	措置済	令和5年度	友愛訪問活動に関しては、市町村から県への実績報告や、県から国への実績報告については、支出した金額の利用目的による区分までの報告は求められていない。 本事案については、令和4年度中に岐阜県強靭化計画アクションプランの事業の位置づけから除外する協議を計画担当課と行い、その結果、令和5年度より同計画アクションプランの事業から除外された。	高齢福祉課
6	意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	5「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	所管課が把握する岐阜県の事業名称が、実際の実績報告書と異なることで事務処理上の混乱を招きかねない。実績報告書の記載を、国の補助金の名称で行うのであれば、県の補助金の名称も付記するなど名称の管理の行いやすい実績報告書にするのが望ましい。	措置済	令和6年度	県の補助金交付要綱上の事業名に修正した。	地域福祉課
7	意見	第5章／第3 健康福祉部の事業	5「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	研修の開催回数を前提とするより、実際の受講人数が重要であると考える。発災時の対応として本来あるべき人数を想定した上で、それらの目標に達成するための受講人数を目標値に設定することが望ましい。	措置済	令和6年度	令和6年度のアクションプランより、研修受講人数を目標値として設定した。	地域福祉課

	種類	章／項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
8	意見	第5章／第3　健康福祉部の事業	6「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業	岐阜県強靭化計画アクションプランにおいて、各課の行っている施策に関する予算状況を把握し進捗を管理していることから、各課からの報告を正確に行い、適切な情報管理を行うことが望ましい。	措置済	令和5年度	「岐阜県強靭化計画アクションプラン2023」に係る主要施策等についての照会においても、引き続き、障害福祉課の予算状況を正確に回答。	障害福祉課
9	意見	第5章／第4　教育委員会の事業	5「命を守る」防災教育推進事業	防災訓練の実施そのものは、防災の効果を高めるためにも重要であり、指標とすること自体には誤りはないが、各事業の効果を判断する指標としては、上記の各事業を行っても防災訓練の実施率上昇に寄与する関連性が乏しいとも考えられる。 必ずしも指標は一つしか設定できないわけではないことからしても、行っている事業の実施によって目指すべき目標を設定し、効果を測ることが可能な指標の設定を検討するのが望ましい。	措置済	令和6年度	第4次岐阜県教育振興基本計画における施策「19　子どもの安全・安心を守る教育の充実」において、命を守る訓練に加え、必要な知識や技能、見方や考え方を養うため、以下の指標を設定した。 ・異なる危険を想定した命を守る訓練を年間3回以上実施した学校の割合　　目標：100%（2028年度） ・外部の専門家や関係機関等を招へいし安全教育を実施した学校の割合　　目標：100%（2028年度）	学校安全課
					措置済	令和6年度	『命を守る』防災教育推進事業は令和4年度をもって終了した。今後同様の事業を実施する際は、十分な検討を行った上で指標を設定していく。	学校支援課（現：義務教育課）
10	意見	第5章／第5　総務部の事業	1「防災・減災データの提供推進」に関する事業の概要	アクションプランは、目標を達成するためのプロセスを具体的なタスクに切り分け、リストアップした行動計画であり、目標の存在しない事業をアクションプランとすることは、検討が必要と思われる。 リアルタイムデータ提供プラットフォームは、民間における活用が目的とされていることも含めれば、より広く利用されることも重要な目標であり、事業目標を整理し、目標値を定めることが望ましい。	今後対応		リアルタイムデータ提供プラットフォームについては、「岐阜県官民データ活用推進計画」において、10種類のデータ提供を目標としていたところ、2022年度末時点で目標を達成した（14種類）。 昨年度、防災データに限らず地域のデータを集約し提供するデータ連携基盤として再構築したところであり、今後、データ連携基盤として把握が可能な指標を、その妥当性や信頼性等も含めて検討する。	デジタル戦略推進課
11	意見	第5章／第5　総務部の事業	2　リアルタイムデータ提供基盤整備事業	「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」で提供されるデータは、民間事業者のサービスやアプリ等を通じて県民が入手することによって、はじめて防災の観点から有効となる。提供するデータ数の目標はすでに達成したとのことであるが、データが県民に届かなければ意味がない。WEB－APIの利用者数についても目標値を設定し、「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」の周知及び利用促進を図ることが望ましい。	今後対応		リアルタイムデータ提供プラットフォームにおけるWEB-APIについては、IT関連企業等への周知や利用マニュアルの拡充などを行い、利活用促進に努めてきた。 昨年度、防災データに限らず地域のデータを県民が直接webの地図上で閲覧できる機能を追加し、より利便性の高いシステムとしたところであり、今後も引き続き利用促進に努めていく。	デジタル戦略推進課